

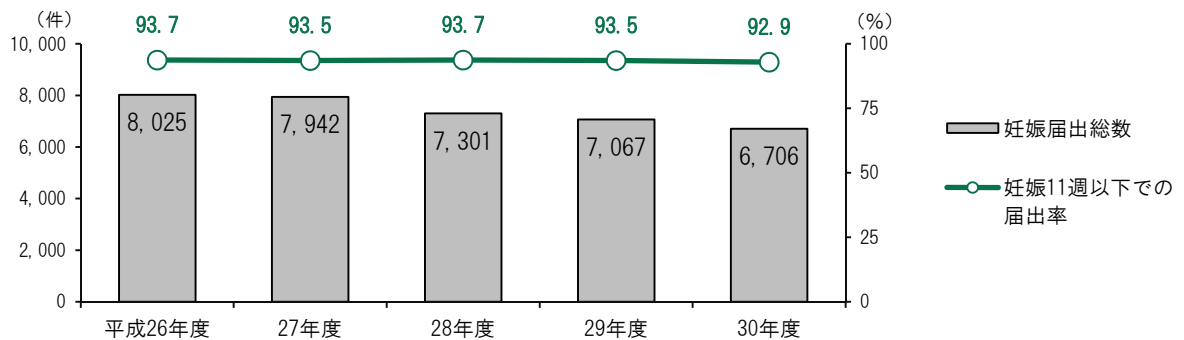
第2章 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

1 現状と課題

現 状

- 妊娠届出総数は年々減少していますが、妊娠11週以下での妊娠届出率は93%前後で推移しています（図表2-1）。

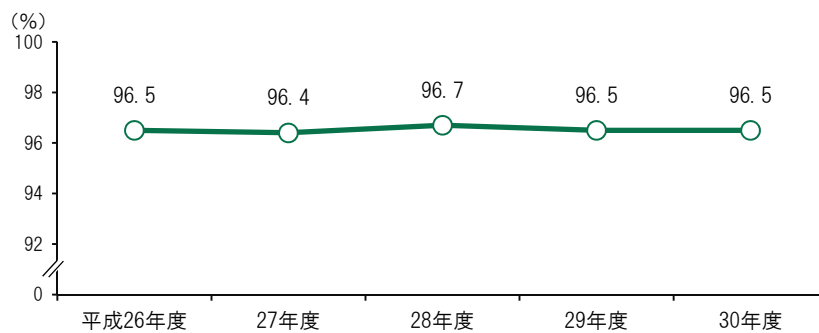
▼図表 2-1 妊娠届出総数と妊娠11週以下での妊娠届出率



資料：千葉市健康支援課調べ

- 4か月児健康診査の受診率は、96%台で推移しています（図表2-2）。

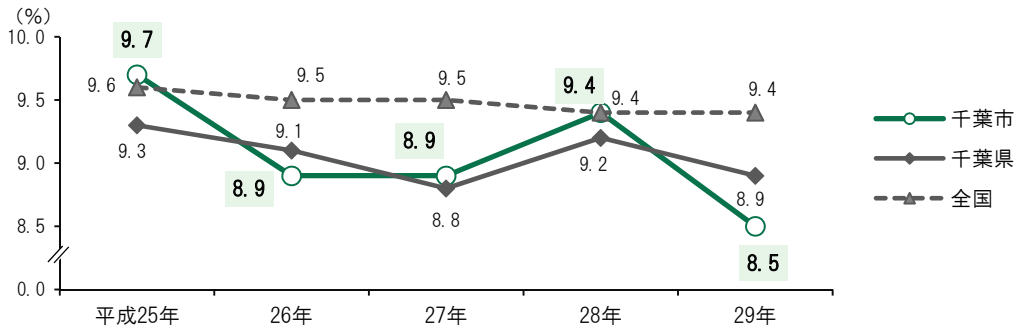
▼図表 2-2 4か月児健康診査の受診率の推移



資料：千葉市健康支援課調べ

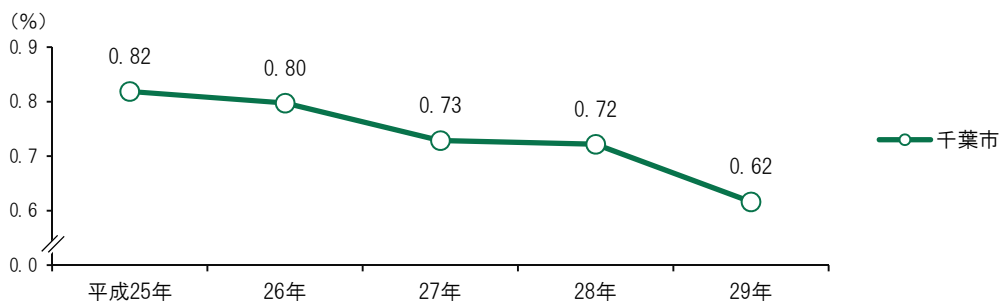
○ 低出生体重児^{※1}の割合は平成29年は8.5%に低下しており、千葉県・全国より低くなっています。また、本市の極低出生体重児^{※2}の割合も低下傾向で推移しています（図表2-3、2-4）。

▼図表 2-3 低出生体重児の割合



資料：厚生労働省 人口動態調査

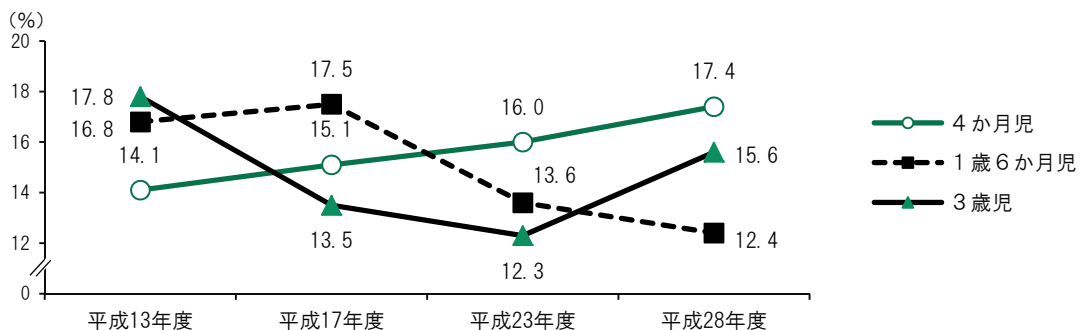
▼図表 2-4 極低出生体重児の割合



資料：厚生労働省 人口動態調査

○ 育児に言いようのない不安を感じる親の割合は、1歳6か月児を持つ親では減少していますが、4か月児を持つ親では増加傾向となっており、平成13年度から平成28年度にかけて3.3ポイント増加しています。3歳児を持つ親では平成23年度まで減少傾向でしたが、平成28年度に再び上昇しています（図表2-5）。

▼図表 2-5 育児に言いようのない不安を感じる親の割合



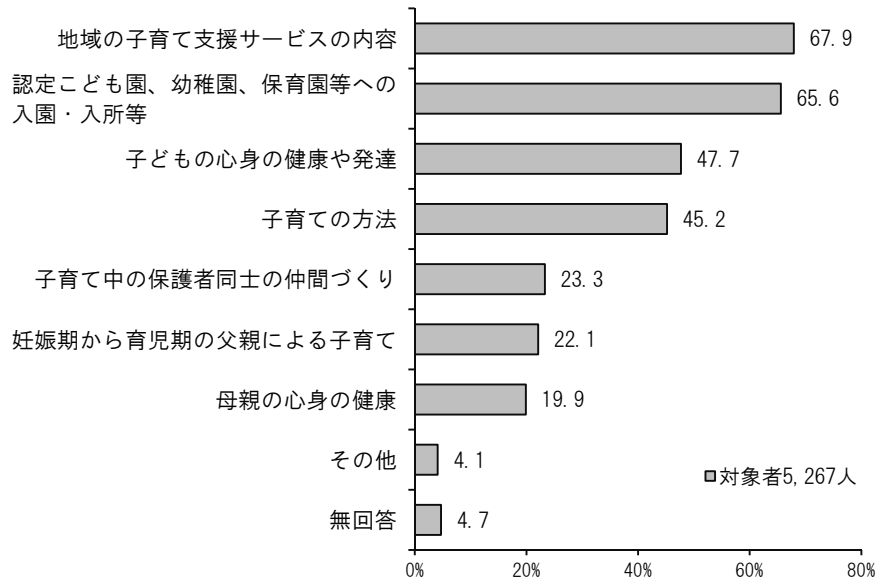
資料：千葉市 4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査におけるアンケート調査

※1 低出生体重児：出生体重が2,500g未満で生まれた児

※2 極低出生体重児：出生体重が1,500g未満で生まれた児

- 小学校就学前児童保護者が子育てに関して市から受けたい情報提供、相談・支援は、「地域の子育て支援サービスの内容」「認定こども園、幼稚園、保育園等への入園・入所等（教育・保育の内容、手続き、空き情報など）」が60%を超え、「子どもの心身の健康や発達」「子育ての方法」が続いています（図表2-6）。

▼図表 2-6 子育てに関して市から受けたい情報提供、相談・支援（複数回答）



資料：千葉市H30 ニーズ調査

課題

- ◎ 核家族化に加え、多様化するライフスタイルや経済社会の変化の中で、家庭における子育ての負担が高まり、特に妊娠・出産期・子育て期の負担や不安が大きくなりがちです。また、インターネットの情報が氾濫し、混乱や誤解も生じることがあります。
- ◎ これまでも「乳児家庭全戸訪問事業」の実施など、母子保健と子育て支援の両面から、さまざまな支援の充実に努めてきましたが、これらの情報が必要な人にわかりやすく届くように、積極的に情報発信を行う必要があります。
- ◎ 母子保健法の改正により平成29年4月から「母子健康包括支援センター」の設置が努力義務とされました。本市では平成29年に「千葉市母子健康包括支援センター」を設置し、妊娠初期から子育て期における切れ目のない支援に努めてきましたが、さらに支援側の連携を深め、制度や機関により支援が分断されないことがないよう、利用者の視点に立った支援を進めることが重要です。
- ◎ 子どもの心身の健康や発達に関する情報提供、相談・支援が求められている一方で、母親自身の心身の健康についても正しい情報の提供、相談・支援を充実していくことが求められます。

2 目指すべき姿

- 乳幼児期の子どもの心身の発達は、一番身近な養育者(父母等)の心身の状態と密接に関係があるため、養育者を地域ぐるみで支え、地域での孤立感を解消し、安心して育ち合う親子を増やすこと。

3 主な取組内容

2-1 妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実

2-1-1 妊娠・出産に関する知識等の普及啓発

- ① 妊娠をしたら、早期に妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けるよう普及啓発を図ります。
(P147 母子健康手帳に関する啓発)
- ② 母子健康手帳の交付時の面接等を通して、妊婦健康診査及び妊産婦歯科健診の重要性の普及啓発と受診の勧奨を行います。
(P147 母子健康手帳の交付・面接、妊婦健康診査、妊産婦歯科健診)
- ③ これから母親・父親になる方を対象に、妊娠・出産・子育てに関する講座や情報提供を行う教室を開催し、正しい知識の普及啓発を図ります。
(P147 母親&父親学級、土日開催の両親学級)

2-1-2 安心して妊娠・出産できる体制の強化

- ① 訪問指導や各種相談事業を通して妊娠期からのメンタルヘルスケアの充実を図ります。
(P147 新生児・妊産婦訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、育児相談、養育支援訪問事業、産後ケア事業)
- ② 妊娠届出時に全妊婦に対し、保健師又は助産師による面接を行い、個々の状況に応じた応援プランを策定します。また、随時妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。
(P148 利用者支援事業(母子健康包括支援センター))

- ③ 産前・産後の育児不安や負担の軽減を図り、安心して育児ができる支援体制の充実を図ります。

(P148 産後ケア事業、利用者支援事業(母子健康包括支援センター)、エンゼルヘルパー派遣事業)

拡充

事業名	産後ケア事業				所管課	健康支援課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施	ニーズ調査 実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	

拡充

事業名	エンゼルヘルパー派遣事業				所管課	幼保支援課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施	拡充(利用対象者・利用回数・利用期間)	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ④ 養育支援を必要とする家庭の早期発見と早期支援体制の充実を図ります。
(「第8章 児童虐待防止対策の充実」の「8-2 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化(P118)」と関連して推進)

(P147・148 母子健康手帳の交付・面接、養育支援訪問事業、エンゼルヘルパー派遣事業、産前・産後母子支援事業)

- ⑤ 子育てに係る関係機関連携体制を強化し、母子保健事業の充実を図ります。

(P147・148 新生児・妊産婦訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、乳幼児健康診査、利用者支援事業(子育て支援コンシェルジュ)、利用者支援事業(母子健康包括支援センター)、産後ケア事業)

2-1-3 子どもが安心して健やかに育つための体制の充実

- ① 乳幼児健康診査の受診率の維持・向上に努め、未受診者に対する支援の充実を図ります。

(P148 養育支援訪問事業、乳幼児健康診査)

- ② 子育てに関する正しい知識の普及と子育てに悩む親のための相談体制の充実を図ります。

(P147・148 育児相談、離乳食教室)

2-2 医療にかかる経済的負担の軽減

- ① 子どもにかかる医療費の助成を行い、負担の軽減を図ります。

(P148 未熟児養育医療費の助成、育成医療費の助成、小児慢性特定疾病医療費の助成、子ども医療費助成)

2-3 妊娠・出産・子育てに関する情報提供

- ① 保育・子育てサービスの情報提供の充実を図ります。

(P149 子育て支援総合コーディネート事業、子育てナビ、赤ちゃんの駅、利用者支援事業(子育て支援コンシェルジュ)、利用者支援事業(母子健康包括支援センター))

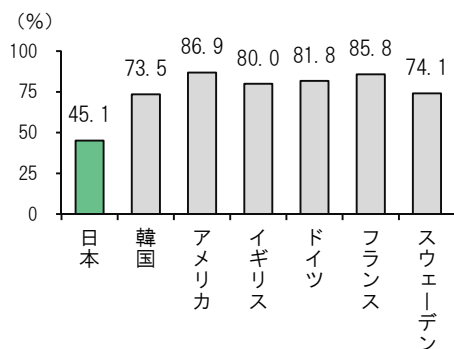
第3章 こどもの社会参画の推進

1 現状と課題

現 状

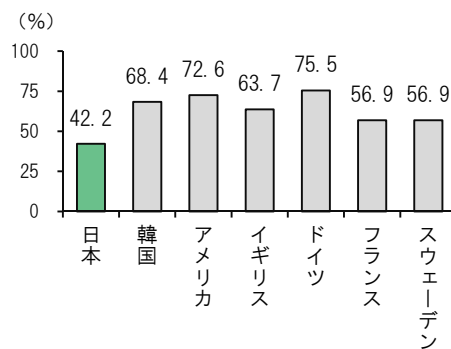
○ 日本の子どもは、諸外国と比較して、自己肯定感や向上心が低く、将来への悲観が大きいことが特徴とされています（図表3-1-1～3-1-4）。

▼図表 3-1-1 自分自身に満足している者の割合



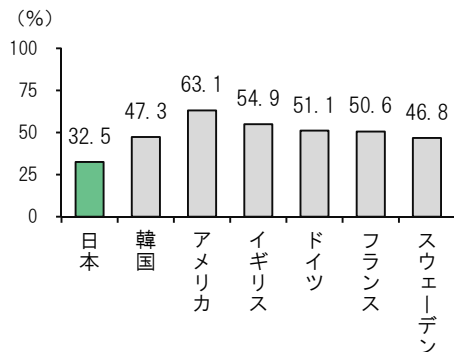
(注) 「次のことがらがあなた自身にどのくらいあてはまりますか。」との問いに対し、「私は、自分自身に満足している」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計。

▼図表 3-1-2 社会問題に関与したい者の割合



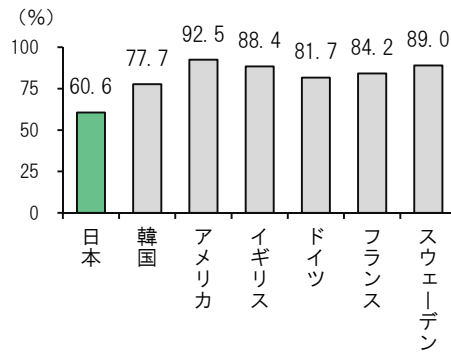
(注) 「次のような意見について、あなたはどのように考えますか。」との問いに対し、「社会をよりよくするため、私は社会における問題に関与したい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計。

▼図表 3-1-3 社会現象が変えられるかもしれないと思う者の割合



(注) 「次のような意見について、あなたはどのように考えますか。」との問いに対し、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計。

▼図表 3-1-4 将来への希望がある者の割合



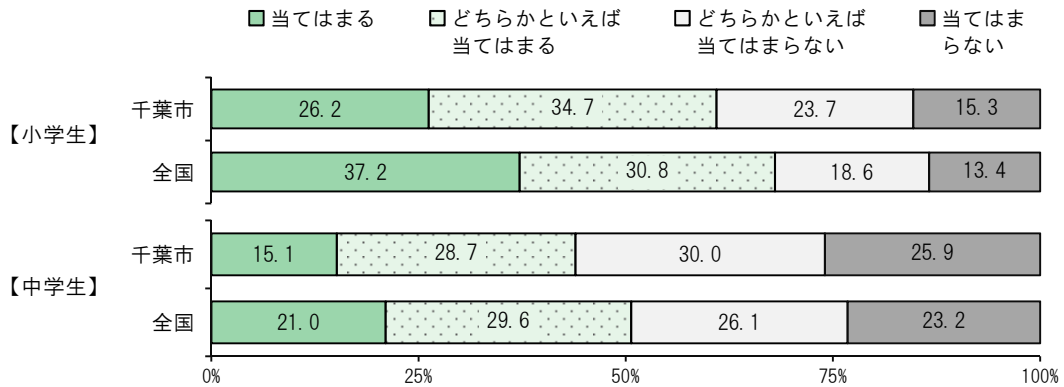
(注) 「あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。」との問いに対し、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と回答した者の合計。

図表 3-1-1～4 は全国値

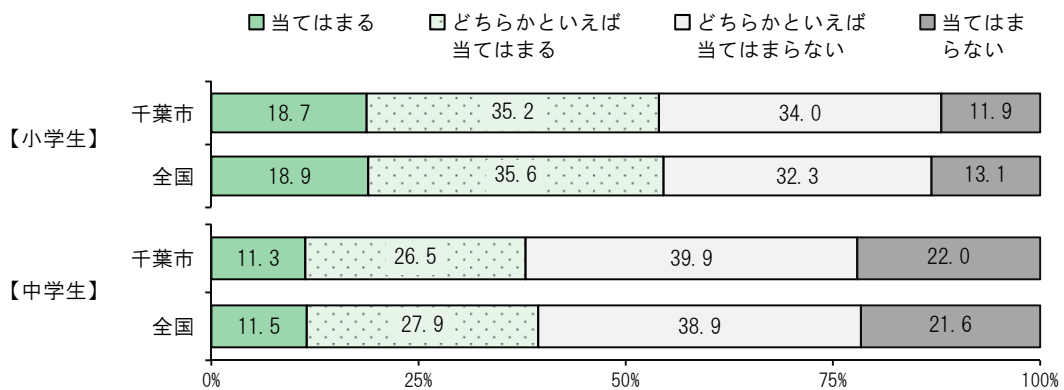
資料：内閣府 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成 30 年度）

○ 地域の行事に参加する子ども、地域や社会のことを考えている子どもの割合は、全国平均よりも千葉市の方が低い傾向にあります。(図表3-2-1、3-2-2)。

▼図表 3-2-1 今住んでいる地域の行事に参加しているか



▼図表 3-2-2 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査（令和元年度）」

課題

- ◎ 自分たちの未来は自分たちが決めていくとの気構えと責任を持ってもらうことが必要です。
- ◎ こどもの参画の推進に向けて、子どもの意見をより施策に反映させるための体制づくりと、幅広い世代の気運の醸成に取り組む必要があります。

2 目指すべき姿

- 子どもの意見を市政やまちづくりに反映することにより、千葉市が活性化すること。
- 子どもが将来的には市政やまちづくりに積極的に参画する大人へと成長していくこと。
- 全市的に、子どもが主役のまちづくりへの理解を深めていくこと。

3 主な取組内容

3-1 子どもの自立性・社会性・自治意識を育むこどもの参画の推進

3-1-1 「こどもの参画」を担う子どもの育成の場の実施

- ① 子どもが主体となって、企画・運営する“まち”の開催を支援します。参加する子どもが、疑似社会体験や“まち”の市長選挙を通して、社会の仕組みや社会参画を学んでいきます。

(P149 こどものまちCBT)

拡充

事業名	こどものまちCBT			所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3区で開催	4区で開催	5区で開催	全区で開催	継続実施	継続実施

3-1-2 モデル事業の実施等による子どもの意見の吸い上げ、施策への反映

- ① 小・中・高・特別支援学校の児童生徒を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、議会形式で、市長等との意見交換を行います。

(P149 子ども議会)

- ② 子どもを取り巻く様々な課題について、子ども、市民、専門家、行政がともに考え、市への提言をまとめます。

(P149 子ども・若者のワークショップ)

- ③ 「こども・若者宣言^{※1}」を指針とし、地域課題の解決策と市の魅力向上について、子ども・若者目線で検討していきます。さらに、産学官連携により多世代交流と実行力の向上を図り、まちづくりを推進します。

(P149 こども・若者市役所)

拡充

事業名	こども・若者市役所			所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	産学官連携の 取組体制の 構築	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

3-2 こどもの参画の周知・啓発

3-2-1 学校・地域団体等への周知・啓発

- ① 子ども・若者の社会参画について、取組事例を広く発信することによりいっそうの周知・啓発を図るとともに、成果や課題について話し合うことで、その取組みのさらなる充実や広がりにつなげます。

(P150 こども・若者サミット)

拡充

事業名	こども・若者サミット			所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	参加団体の 拡充検討	拡充実施	継続実施	継続実施	継続実施

- ② 子どもから大人までの幅広い世代に対して、「こどもの参画」に関する情報を発信し、気運の醸成に取り組みます。

(P150 多世代へのこどもの参画の啓発)

拡充

事業名	多世代へのこどもの参画の啓発			所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一部実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施

^{※1} 平成28年に実施した「こども・若者選挙」の結果を受けて、子どもたちが、こども・若者市役所を設立してまちづくりを推進することを宣言した。

3-2-2 庁内推進体制の強化

- ① 本市におけるこどもの参画を円滑に推進するために、こどもの参画の実施例を共有するとともに、こどもの参画の理念と目的を理解するための研修等を実施します。

(P150 こどもの参画の意識向上)

拡充

事業名	こどもの参画の意識向上				所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施	内容見直し	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ② こどもの参画の取組状況を自己評価する「こどもの参画チェックシート」の活用により、主体的なこどもの参画推進を図ります。

(P150 こどもの参画事業の推進)

拡充

事業名	こどもの参画事業の推進				所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
こどもの参画 実施 46事業	こどもの参画 実施 50事業	こどもの参画 実施 55事業	こどもの参画 実施 60事業	こどもの参画 実施 70事業	こどもの参画 実施 80事業	

第4章 子ども・若者の健全育成

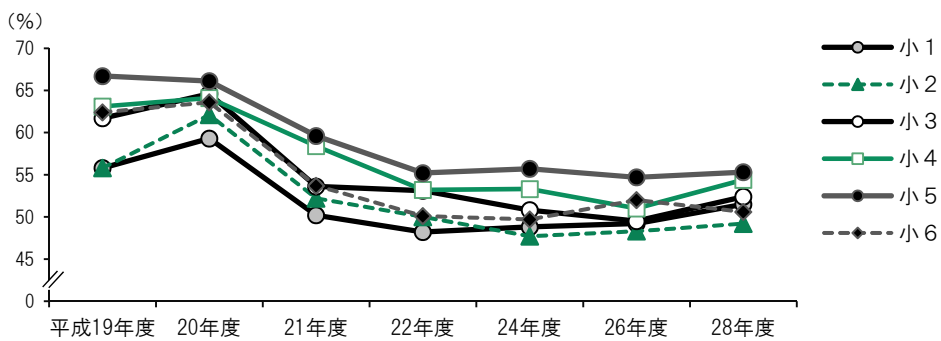
1 現状と課題

現 状

(1) 体験活動への参加

○ 学校以外の団体などが行う自然体験活動への小学生の参加率は、平成22年度から50%程度で推移しています（図表4-1）。一方、自然体験を多く経験した子どものほうが、自己肯定感や道徳観・正義感が高い傾向があることがうかがえます（図表4-2）。

▼図表 4-1 学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率（全国）

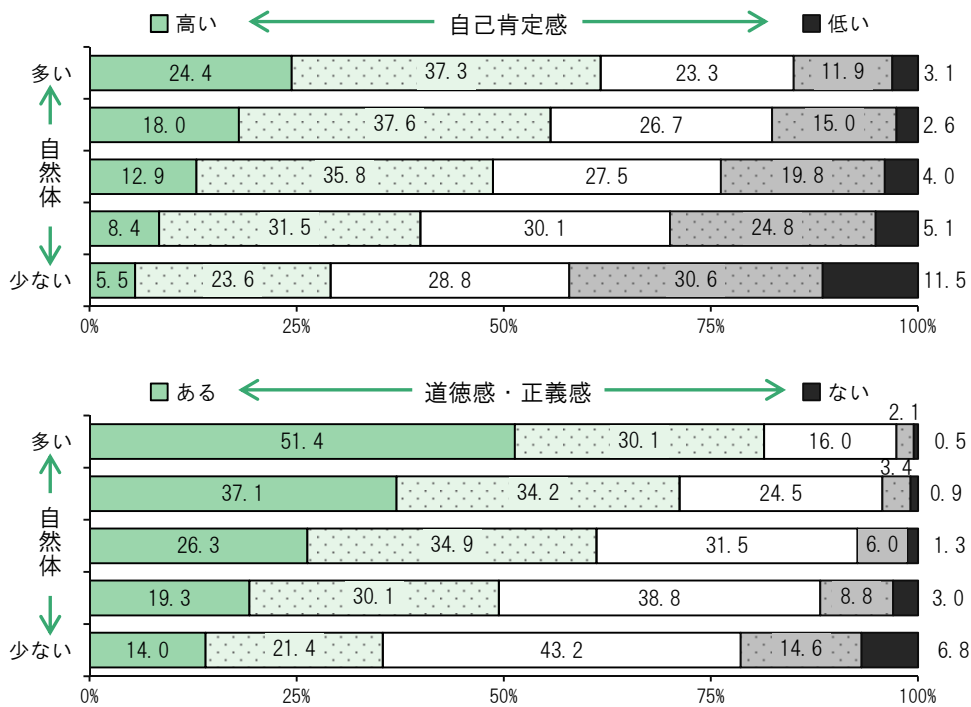


資料：内閣府 令和元年版子供・若者白書

独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成28年度調査）」

注：平成23年度、平成25年度及び平成27年度は調査が実施されていない。

▼図表 4-2 自然体験と自己肯定感、道徳観・正義感との関係（全国）



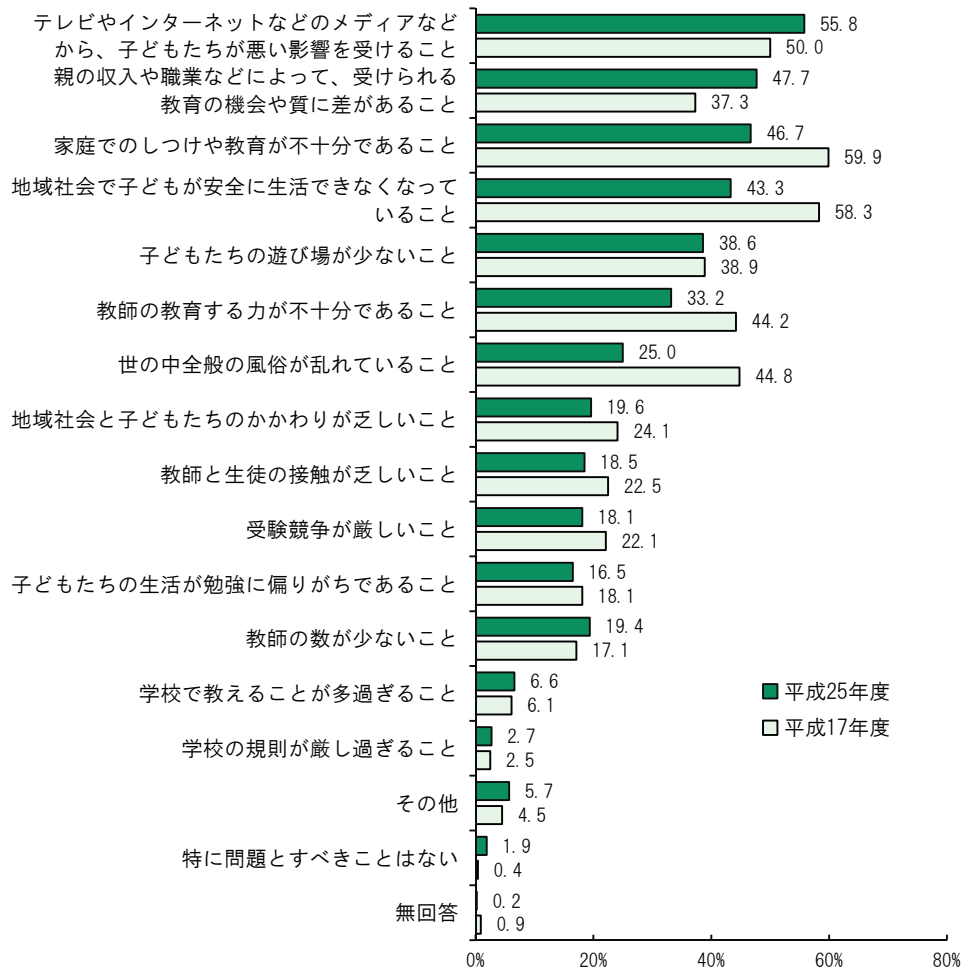
資料：内閣府 令和元年版子供・若者白書

独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成28年度調査）」

(2) 子育てや教育の問題点

- 近年の社会状況の変化の中で、子育てや教育の問題点として、「テレビやインターネットなどのメディアなどから、子どもたちが悪い影響を受けること」「親の収入や職業などによって、受けられる教育の機会や質に差があること」「家庭でのしつけや教育が不十分であること」「地域社会で子どもが安全に生活できなくなっていること」などが上位となっています（図表4-3）。

▼図表 4-3 子育てや教育の問題点（複数回答）（全国）

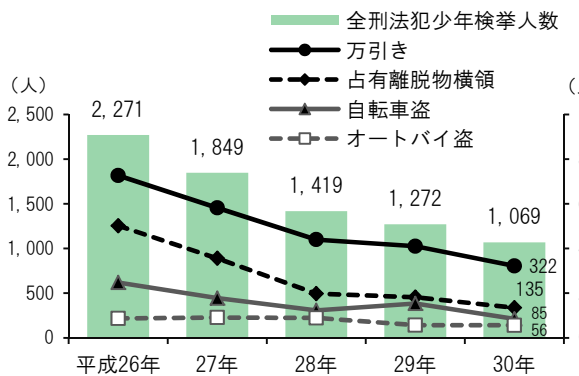


資料：内閣府「平成25年度小学生・中学生の意識に関する調査報告書」（保護者調査）

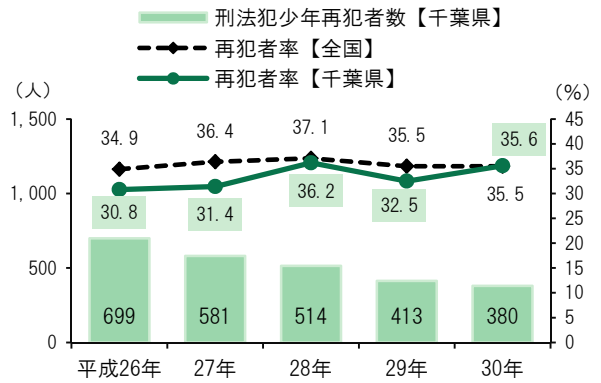
(3) 子ども・若者の非行

- 千葉県の刑法犯で検挙された少年(14歳以上20歳未満)は減少傾向にあります。平成30年に万引き等の初発型非行^{※1}で検挙された少年は598人で、刑法犯で検挙された少年1,069人の55.9%を占めています(図表4-4-1)。
- 千葉県の刑法犯少年の再犯者数は減少傾向にあります。また、再犯者率^{※2}は、全国の再犯者率より低く推移していましたが、平成30年は全国を上回っています(図表4-4-2)。

▼図表 4-4-1 刑法犯少年検挙人員における初発型非行の推移(千葉県)



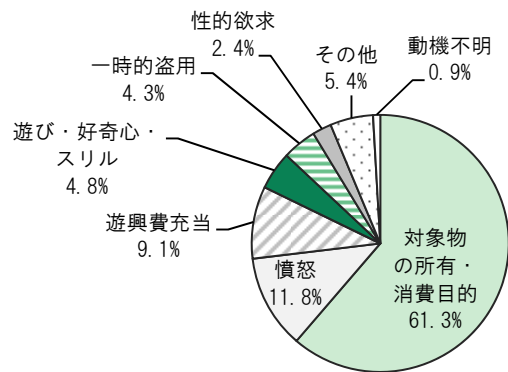
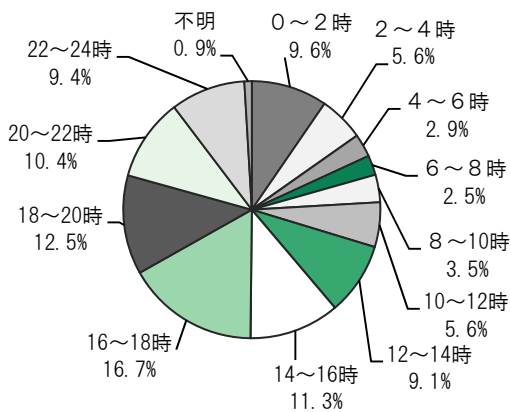
▼図表 4-4-2 刑法犯少年の再犯者率の推移(全国・千葉県)



資料：千葉県警察本部「2019年版 ちばの少年非行」

- 刑法犯少年の非行時間帯は、16時から18時が最も多くなっています(図表4-5-1)。また、刑法犯少年の非行原因・動機をみると、「対象物の所有・消費目的」が最も多く、「憤怒」「遊興費充当」「遊び・好奇心・スリル」と続いています(図表4-5-2)。

▼図表 4-5-1 刑法犯少年の非行時間帯(全国) ▼図表 4-5-2 刑法犯少年の非行原因・動機(全国)



資料：警察庁「平成29年度中における少年の補導及び保護の概況」より作図

資料：警視庁「平成30年中 少年育成活動の概況」より作図

※1 初発型非行：犯行手段が容易で、動機が単純であることを特徴とするもので、本格的な非行へ深化していく危険性が高い非行をいい、統計上は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

※2 再犯者率：検挙人員に占める再犯者の割合をいう(過去の非行の罪種等は問わない)。

課題

- ◎ 次代を担う子ども・若者が健やかに成長し、道徳観・正義感があり自己肯定感が高く思いやりのある大人に成長していくためには、家庭・地域・学校・行政が連携して社会全体で子ども・若者の健全育成及び非行防止に取り組んでいくことが必要です。
- ◎ 子どもの規範意識の醸成を担ってきた家庭の教育力を高めるため、保護者を支援する必要があります。
- ◎ テレビやインターネット等の影響や、家庭でのしつけや教育が不十分であることが問題点としてあがっている中、生活体験や世代間・異年齢間交流を通じて豊かな人間性やコミュニケーション能力、協調性等を育むために、体験活動等の場を計画的に創出していくことが求められます。

2 目指すべき姿

- 自己肯定感を高めることで、規範意識が高く、思いやりや正義感のある子ども・若者を育成すること。
- 夢と希望を持ち、意欲的に行動できる子ども・若者を育成すること。

3 主な取組内容

4-1 健全育成活動の推進

4-1-1 家庭・地域・学校が連携した子ども・若者の健全育成の推進

- ① 子どもが基本的な生活習慣を身に付け、規範意識や自立心を高める上で重要な役割を担う家庭の教育力を向上させるため、保護者に対し子ども・若者の健全育成に関する啓発を行います。
(P150 家庭教育資料作成事業、青少年問題協議会)
- ② 地域の青少年育成団体や学校等が積極的に連携し、子どもと家庭・地域・学校のつながりを強化します。
(P150 青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業、「青少年の日」「家庭・地域の日」関連事業、学校支援地域本部事業)
- ③ 地域の青少年育成団体等が実施する様々な体験活動や世代間・異年齢間交流などの青少年健全育成事業を支援します。
(P150 青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業、青少年育成団体等の支援事業)

- ④ 成人に達した若者に大人としての自覚を促し、郷土への愛着や関心を高めるような「成人式」を地域、学校等と連携して実施します。

(P150 成人を祝う会)

- ⑤ 地域の青少年育成団体や家庭、学校等に対し、自然体験活動や生活体験活動等を行うための場を提供します。

(P150・151 少年自然の家運営事業、ときめきサタディ、わくわくカレッジ、ゆめチャレンジ)



事業名	少年自然の家運営事業			所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
プログラム数 298	新規・改良プログラム20	新規・改良プログラム20	新規・改良プログラム20	新規・改良プログラム20	新規・改良プログラム20

4-2 非行を防止するための環境づくり

4-2-1 非行防止活動の推進

- ① 相談活動（来所相談・電話相談・訪問相談）を行うことにより、非行の未然防止を図ります。

(P151 相談活動事業)

- ② 学校・警察・地域の青少年育成団体等との連携を強化し、青少年の問題行動や非行の早期発見に努めます。

(P151 広報・啓発活動、関係機関との連携)

- ③ 地域等で活動する青少年育成団体や学校等が実施する非行防止に関する研修会や防犯訓練等に講師を派遣します。

(P151 広報・啓発活動)

4-2-2 補導活動の強化

- ① 青少年補導員が青少年育成委員会や青少年育成関係者と連携して、地域ぐるみで街頭補導等を実施し、青少年の非行防止に努めます。

(P151 補導活動事業、青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業)

- ② 補導活動の一環として、千葉市立小・中・高・特別支援学校の児童・生徒を対象にネット補導を実施し、問題行動の早期発見や非行防止に努めます。

(P151 ネット補導活動事業)

拡充

事業名	ネット補導活動事業			所管課	青少年林・トセター
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一部実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施

第5章 子ども・若者の安全の確保

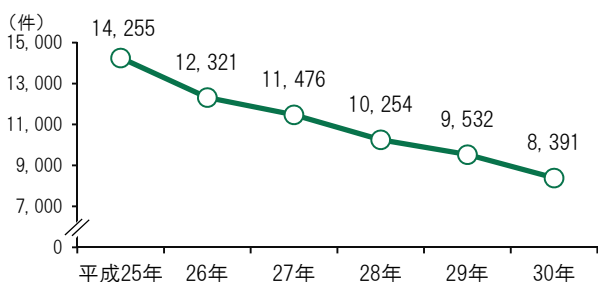
1 現状と課題

現 状

(1) 犯罪の発生

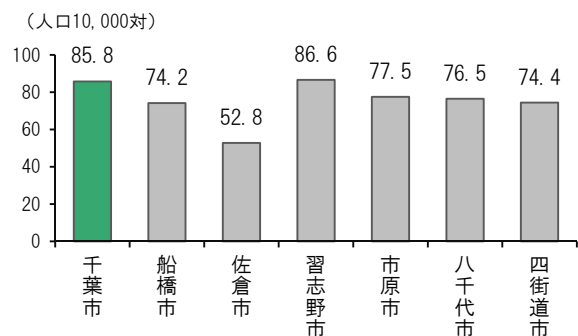
- 本市の刑法犯認知件数は減少傾向にあります。県内各市町村の人口1万人当たりの犯罪発生件数をみると、本市は近隣他市に比べ多くなっています(図表5-1-1、5-1-2)。

▼図表 5-1-1 刑法犯認知件数の推移



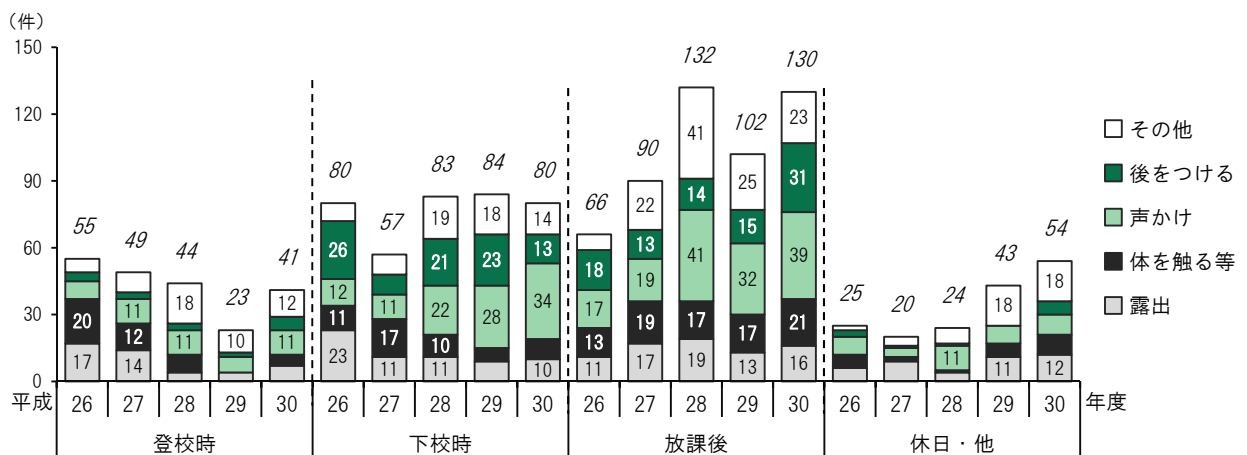
資料：千葉県警察本部「犯罪統計」

▼図表 5-1-2 人口1万人当たりの犯罪発生件数〔平成30年中〕



- 市内の小・中学校から教育委員会に寄せられた不審者情報数は、「登校時」は減少傾向にあります。一方、「放課後」「休日・他」では増加傾向にあります。特に、「放課後」では近年130件を超える情報が寄せられています(図表5-2)。

▼図表 5-2 教育委員会へ寄せられた不審者情報数

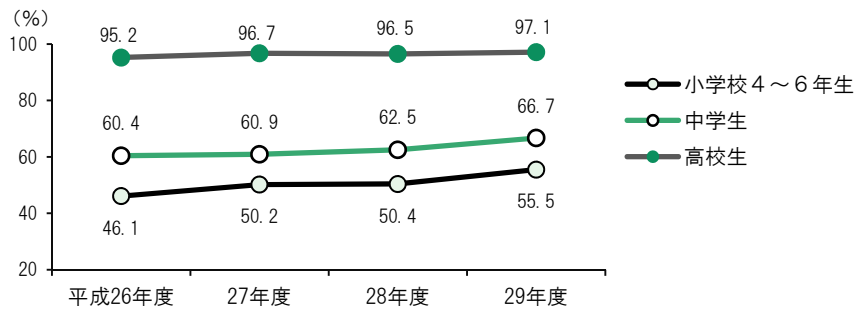


資料：千葉市教育委員会学事課調べ

(2) ソーシャルメディアの子ども・若者への普及

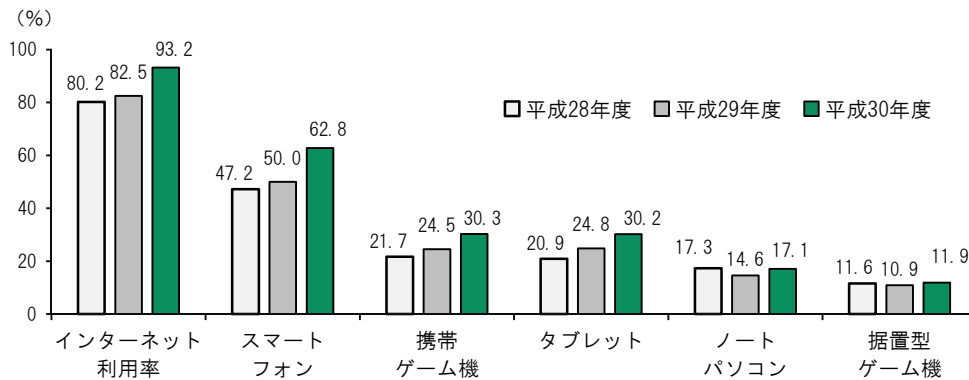
- 近年、スマートフォン・携帯電話の所有・利用率が上昇しており、小学生でも50%を超えています（図表5-3）。
- 手軽にインターネットを利用できる環境になり、インターネットの利用率は上昇しており、1日に2時間以上利用する割合も上昇傾向にあります（図表5-4、5-5）。

▼図表 5-3 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用率（全国）



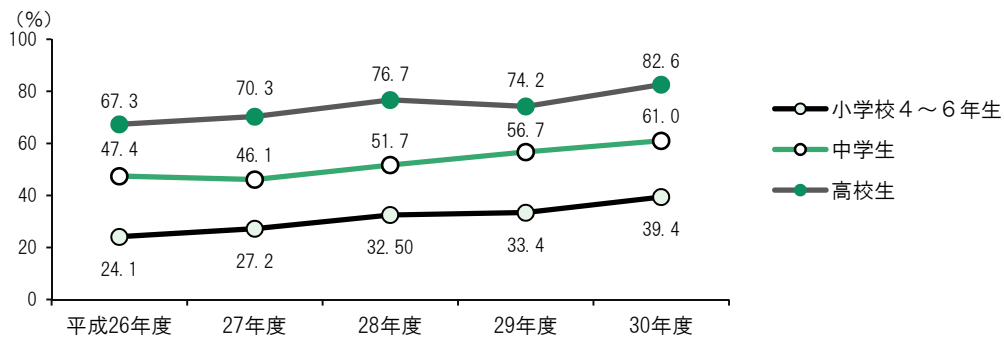
資料：内閣府「青少年のインターネットの利用環境実態調査」

▼図表 5-4 青少年のインターネット利用率（全国）



資料：内閣府「青少年のインターネットの利用環境実態調査」

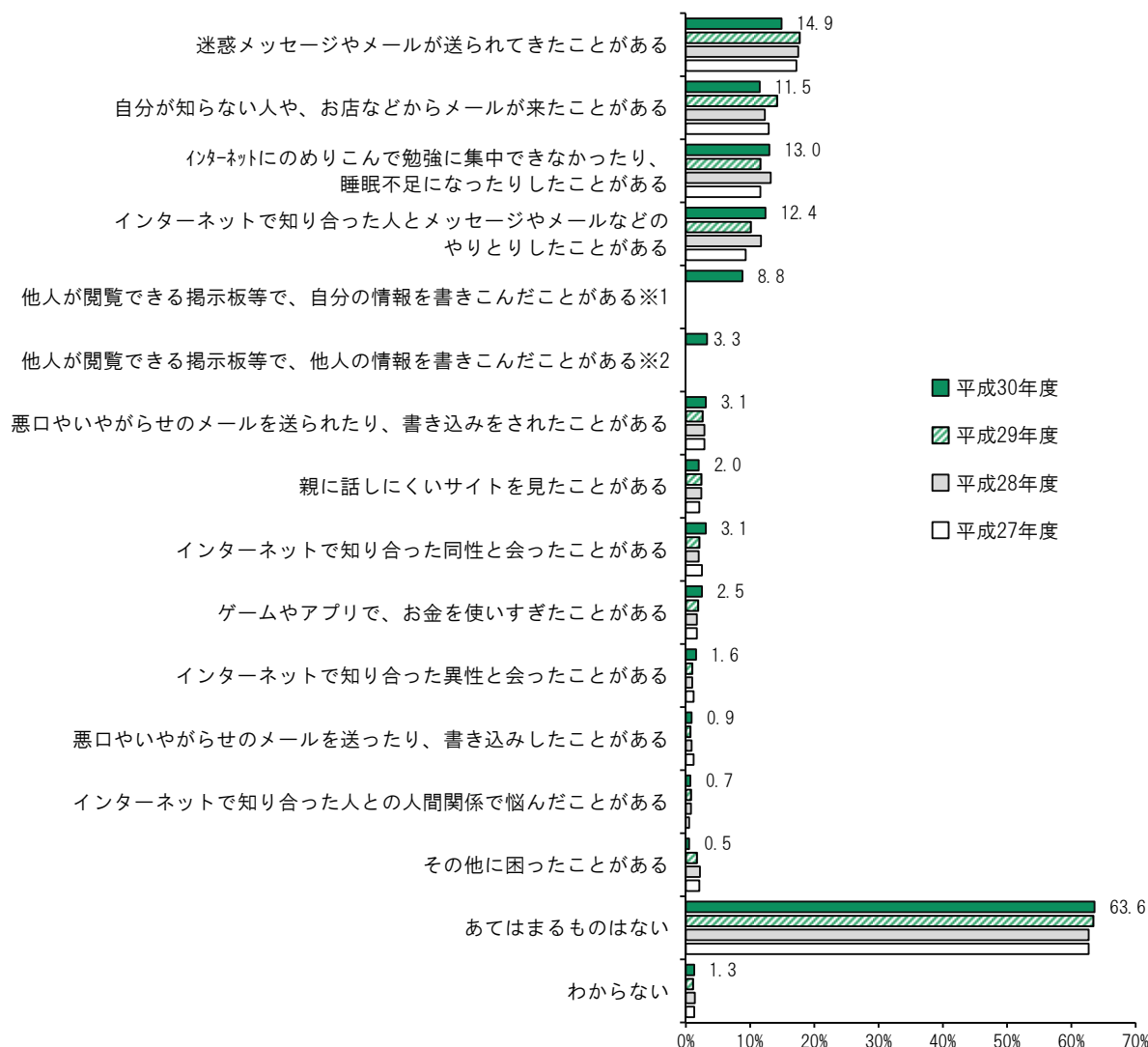
▼図表 5-5 インターネットの利用時間が2時間以上の割合（全国）



資料：内閣府「青少年のインターネットの利用環境実態調査」

○ インターネットを利用する中で、「迷惑メッセージやメールが送られてきたことがある」「インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかつたり、睡眠不足になつたりしたことがある」「インターネットで知り合った人とメッセージやメールなどのやりとりしたことがある」「自分が知らない人や、お店などからメールが来たことがある」者が10%以上となっています（図表5-6）。

▼図表 5-6 インターネット上の経験（複数回答）（全国）



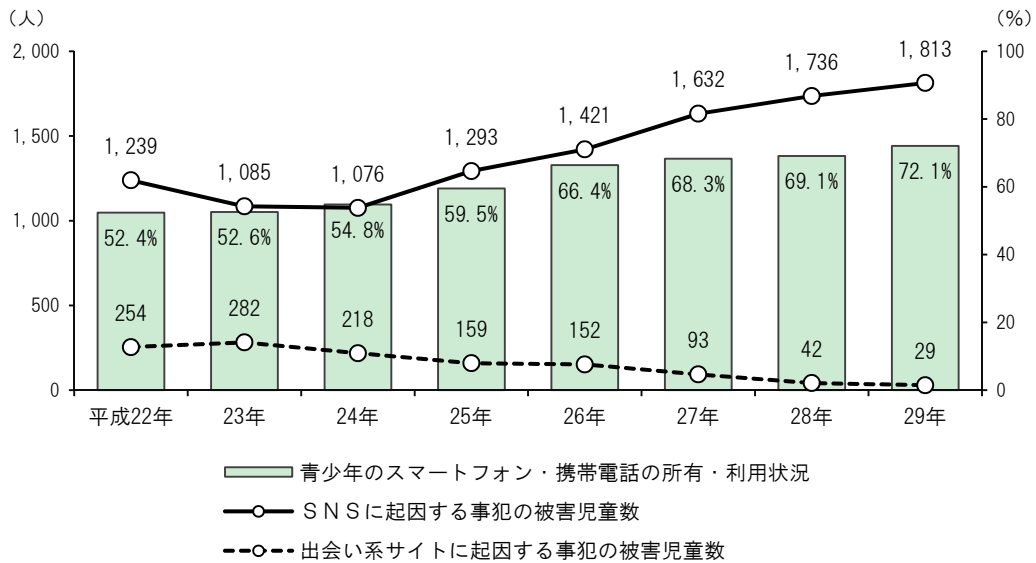
資料：内閣府「青少年のインターネットの利用環境実態調査」

※1：平成27年度～平成29年度の選択肢は「他人が閲覧できる掲示板等で、自分や他人の情報を書きこんだことがある」

※2：平成27年度～平成29年度では「プライバシーを侵害したり、差別的な内容が掲載されているサイトにアクセスすることがある」という選択肢がある。

○ 全国では、出会い系サイトに起因した犯罪被害児童数が減少している一方で、SNSに起因した犯罪被害児童数が増加しています（図表5-7）。

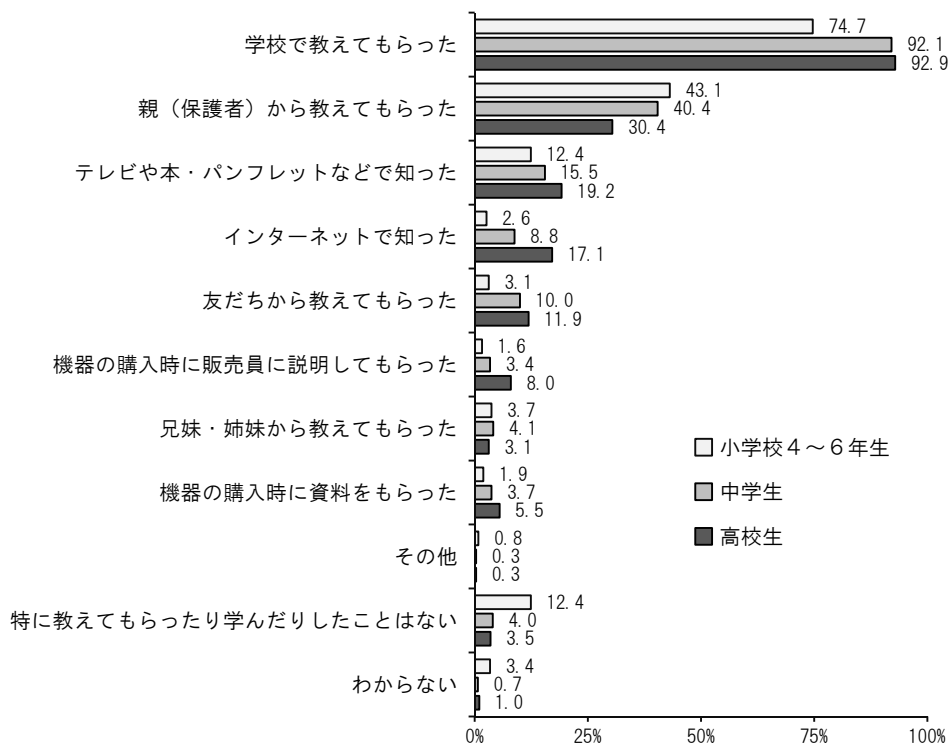
▼図表 5-7 SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移（全国）



資料：警察庁少年課 平成 29 年における SNS 等に起因する被害児童の現状と対策について（平成 30 年 4 月 26 日）

○ インターネットの危険性に関する何らかの学習の経験がある中学生・高校生は95%を超えているものの、小学校4～6年生は84.2%という状況です（図表5-8）。

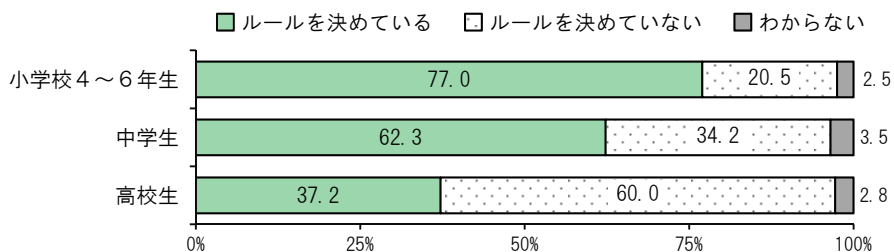
▼図表 5-8 インターネットの危険性に関する学習の経験（複数回答）〔平成 30 年度〕（全国）



資料：内閣府「平成 30 年度青少年のインターネットの利用環境実態調査」

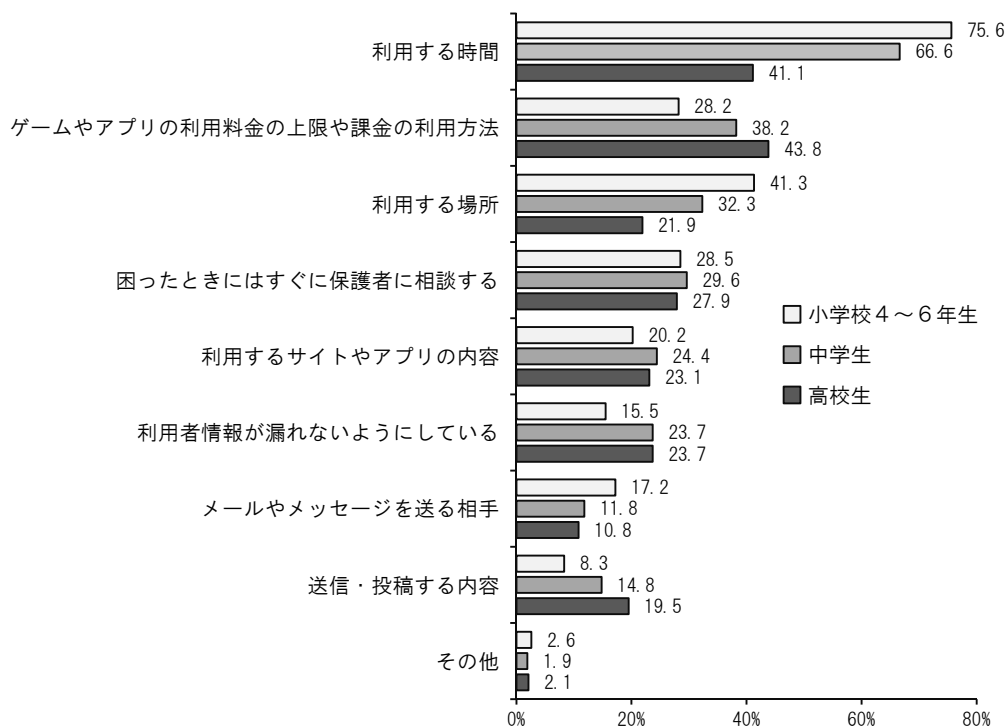
○ インターネットの使い方について家庭で、「ルールを決めている」割合は小学校4～6年生が77.0%、中学生が62.3%、高校生が37.2%となっています。また、その内容は「利用する時間」がどの学年も多く、次いで小学校4～6年生は「利用する場所」、中学生、高校生は「ゲームやアプリの利用料金の上限や課金の利用方法」が多くなっています（図表5-9、5-10）。

▼図表 5-9 インターネットの使い方についての家庭のルール〔平成 30 年度〕（全国）



資料：内閣府「平成 30 年度青少年のインターネットの利用環境実態調査」

▼図表 5-10 家庭で決めているインターネットの使い方についてのルール（複数回答）〔平成 30 年度〕（全国）

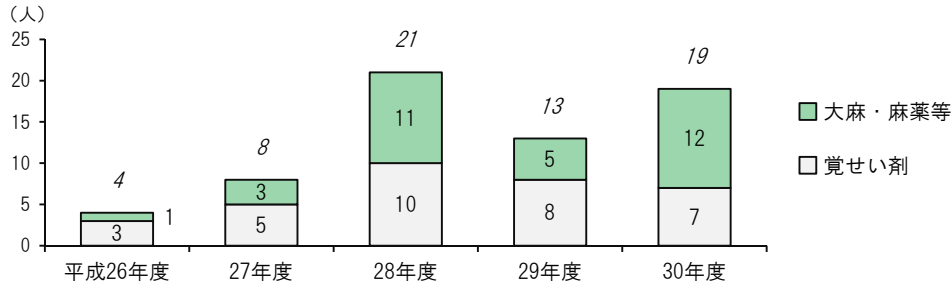


資料：内閣府「平成 30 年度青少年のインターネットの利用環境実態調査」

(3) 薬物乱用者の検挙状況

- 千葉県警察本部によると、平成30年度に覚せい剤や大麻などの薬物乱用で検挙された少年は19人で、前年度より6人増えています（図表5-11）。

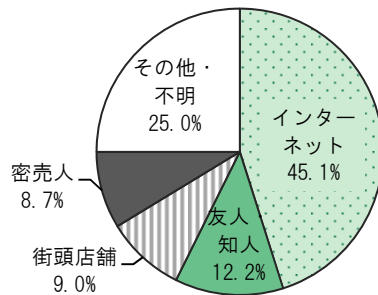
▼図表 5-11 薬物乱用少年の推移（千葉県）



資料：千葉県警察本部「2019年版 ちばの少年非行」

- 平成30年の危険ドラッグ乱用者の危険ドラッグの入手先は、インターネットの利用によるものが45.1%と最も多くなっています（図表5-12）。

▼図表 5-12 危険ドラッグ乱用者の入手先（全国・全年代）



資料：警察庁「平成30年における組織犯罪の情勢」平成31年3月

注) 危険ドラッグ乱用者の検挙とは、危険ドラッグに係る検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側を除いた検挙をいう。

課題

- ◎ 近年、子ども・若者が巻き込まれる事故や事件が後を絶たず、本市でも不審者情報が増えている状況です。
- ◎ 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わないためには、子どもが自分の身を守ることができる力を高める必要があります。また、子どもや保護者に対して不審者情報等を提供するとともに、家庭、地域、学校、関係機関などが連携する必要があります。
- ◎ スマートフォン・携帯電話の普及によりインターネットの利用率が上昇し、それに伴う危険も高まりつつあります。本市でも「子どもの情報モラル啓発」として、インターネット利用のルール・マナーについてのホームページを作成し、役立つサイトや資料を掲載しています。今後もさらに中高生はもとより、小学生に対してもインターネットの危険性についての学習機会を増やしたり、家庭でのルールづくり等を促進したりすることが求められます。
- ◎ 危険ドラッグ等の薬物についてもインターネットを通じた入手が多く、薬物に関する正しい知識と危険性を周知する必要があります。

2 目指すべき姿

- 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わない安全・安心に暮らせるまことにすること。
- 犯罪等から、自分の身を守ることができる子ども・若者を育成すること。

3 主な取組内容

5-1 子ども・若者を犯罪等から守る地域づくり

5-1-1 地域の青少年育成団体等によるパトロールや環境浄化活動の推進

- ① 子ども・若者が犯罪の被害に遭わない環境をつくるために、補導活動、パトロールなど、学校・地域・関係機関が連携した防犯活動を推進します。

(P152 青少年育成委員会活動事業、補導活動事業、青少年相談員活動事業、防犯ウォーキング、青色防犯パトロール、学校セーフティウォッチ事業、青色防犯パトロール実施団体へのドライブレコーダー配付)

- ② 青少年非行の誘因となっている有害環境を調査・点検し、警察署や青少年育成委員会、青少年補導員、青少年相談員等が連携して有害環境の浄化に努めます。

(P152 環境浄化活動、青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業)

- ③ 県青少年健全育成条例に基づく立入調査事務により、コンビニ、書店、カラオケボックス、携帯電話販売店等の条例の遵守状況を確認し、注意・勧告を行います。

(P152 立入調査事業)

5-1-2 子どものための緊急避難場所の充実及び周知

- ① 青少年育成委員会が主体となって、子どもの緊急避難場所として家庭や店舗などを「こども110番のいえ」として登録し、子どもの安全を守ります。また、学校・保護者を通じて、子どもに対し「こども110番のいえ」の周知を図ります。

(P152 こども110番のいえ、青少年育成委員会活動事業、家庭教育資料作成事業)

5-1-3 九都県市共同による環境浄化活動の推進

- ① 青少年を取り巻く様々な問題は都県域を超えて共通化しているため、九都県市で青少年の健全育成について協議し、共同の取組みを行います。

(P152 九都県市共同啓発事業)

5-1-4 子ども・若者及びその家族に対する情報発信

- ① 広報紙・ホームページ・電子メールなどを通して、不審者情報や防犯情報などを発信し、保護者や子どもに注意喚起を行います。

(P152 青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業、広報・啓発活動、ちばし安全・安心メール)

5-2 子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上

5-2-1 犯罪等に関する防犯教室等の開催及び周知

- ① 地域の青少年育成団体等による防犯教室や安全教室等を実施し、地域の青少年育成団体等による防犯教室や安全教室等の啓発活動を行うことで、子ども・若者が犯罪等に巻き込まれないための知識・態度を育みます。

(P153 青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業)

- ② 「危険ドラッグ」等の危険性を子ども・若者に対して周知するため、薬物乱用防止教室等の実施や啓発活動を行います。

(P153 薬物乱用防止対策、健康教育推進事業、家庭教育資料作成事業)

5-2-2 子どもの情報モラルの向上

- ① 子どもがインターネットを利用する上でのルール・マナーを周知し、家庭でのルールづくりを奨励するために以下のような取組みを行います。

(P153 子どもの情報モラル啓発、家庭教育資料作成事業、情報モラル教育の推進)

- ・インターネット上のトラブルや問題例を紹介し、インターネット等の適切な利用を啓発（無料通信アプリ等による人間関係のトラブル、自撮り写真のSNS上に掲載による被害、悪質有料サイトの被害、出会い系サイトでの被害、ネット依存症 等）
- ・家庭教育資料の配布
- ・市ホームページに、子どもの情報モラルの向上に役立つサイトや資料を掲載
- ・子どもが使用するスマートフォン等の電子機器へのフィルタリングの推奨
- ・市ホームページや家庭教育資料において家庭でのルール例の紹介
- ・インターネット上のトラブルに巻き込まれた際の連絡先の周知

見直し

事業名	家庭教育資料作成事業			所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
「親ナビ」の発行	内容更新 資料拡充検討	内容更新 資料拡充検討	内容更新 新資料配布	内容更新 継続実施	内容更新 継続実施

第6章 子ども・若者の居場所づくり

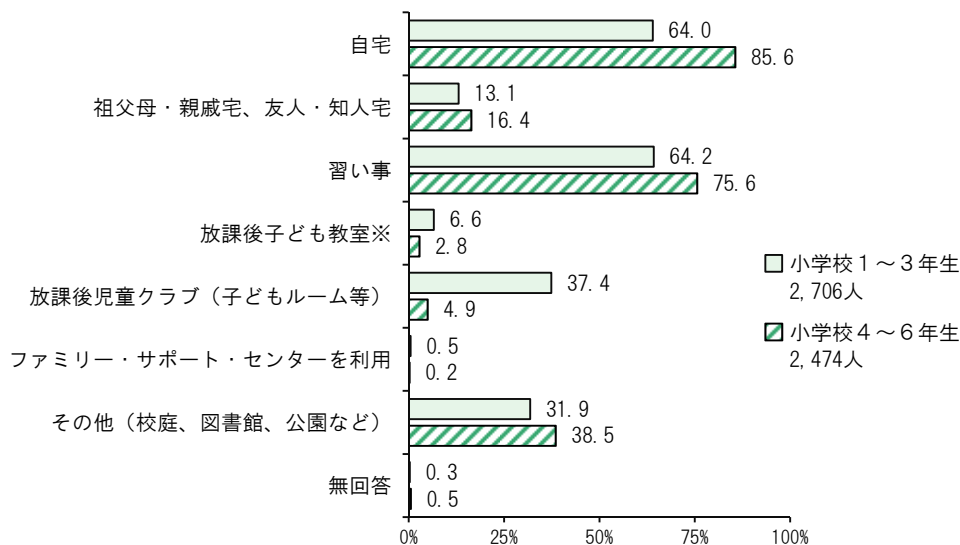
1 現状と課題

現 状

(1) 子どもルームの状況

- 子どもルーム*の利用者数は増加しており、平成27年度から平成31年度にかけて2,633人増となっています(P37「図表1-11 放課後児童クラブ利用者数・施設数の推移」を参照)。
- 女性の就労の増加や働き方の多様化、対象年齢の拡大などにより子どもルームの需要は年々高まり、平成30年度には待機児童数が過去最多の638人となっています。なかでも高学年児童の待機児童数が増加しています(P38「図表1-12 放課後児童クラブ待機児童数の推移」を参照)。
- 小学生の平日の放課後の過ごし方は、「自宅」「習い事」「その他(校庭、図書館、公園など)」が上位を占めていますが、小学校1～3年生では「放課後児童クラブ(子どもルーム等)」が37.4%と3番目に多くなっています(図表6-1)。

▼図表 6-1 放課後(平日の授業終了後)の過ごし方



資料：千葉市H30 ニーズ調査

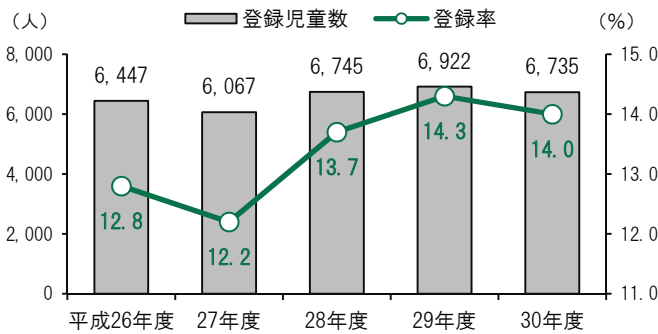
※放課後子ども教室：放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」を、本市においては「放課後子ども教室」とする。

* 本市では、放課後児童健全育成事業を行う場所を「子どもルーム」と呼んでいる。

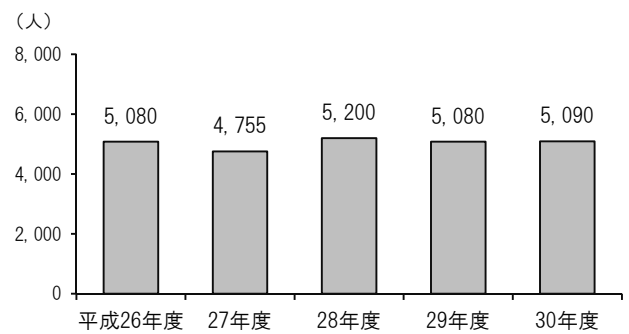
(2) 放課後子ども教室の状況

- 放課後子ども教室*の登録児童数は、全校児童数の減少に伴い平成27年度まで減少傾向にありましたが、平成28年度から再び増加し、平成30年度の登録率は14.0%となっています（図表6-2-1）。
- 放課後子ども教室の協力員（無償ボランティア）の参加人数は平成27年度まで減少傾向にあり、平成28年度からは5,000人を超えていますが、大きな伸びはみられません（図表6-2-2）。

▼図表 6-2-1 放課後子ども教室の登録児童数と登録率の推移



▼図表 6-2-2 協力員（無償ボランティア）参加人数の推移

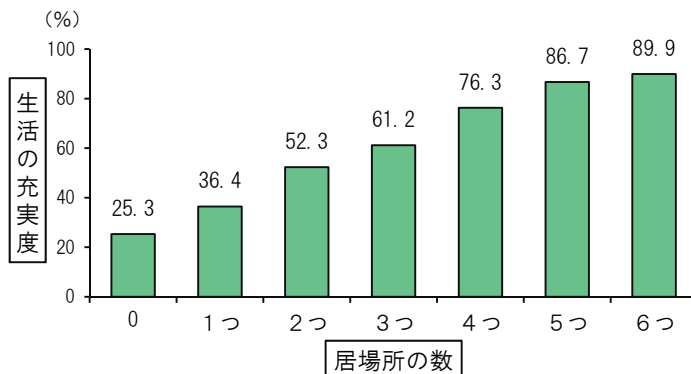


資料：千葉市生涯学習振興課調べ

(3) 子ども・若者の居場所・つながりと生活の充実度

- 自分の居場所と感じている場所が多いほど、生活の充実度が高い傾向にあります（図表6-3-1）。
- 学校の友人・地域の人とのつながりにおいて、何でも悩みを相談できる人がいると感じている人の方が、感じていない人よりも生活の充実度が高い傾向にあります（図表6-3-2）。

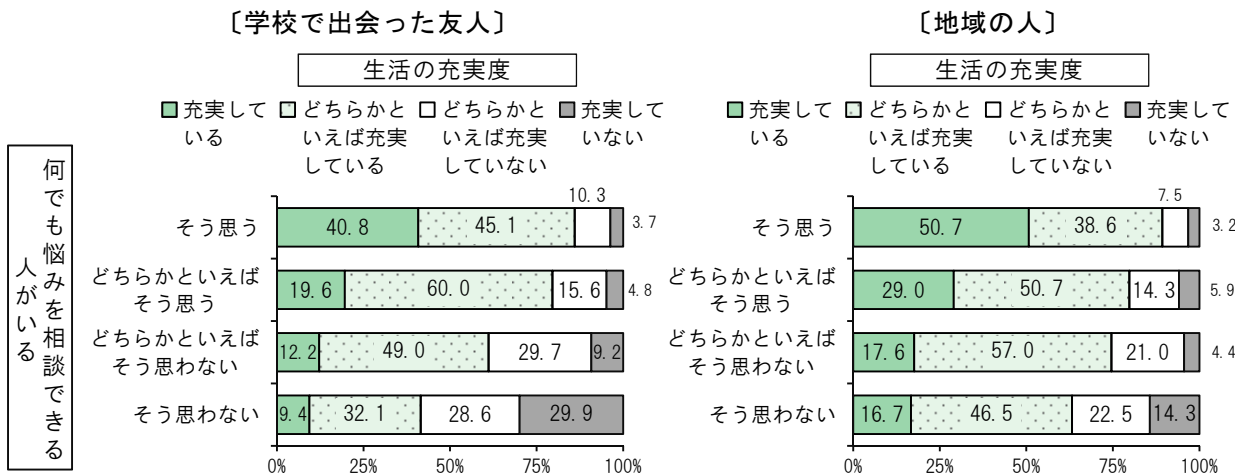
▼図表 6-3-1 居場所の数と生活の充実度



資料：内閣府「子供・若者白書（平成29年度）」

* 新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」を、本市においては「放課後子ども教室」とする。

▼図表 6-3-2 つながりの認識別の生活の充実度



資料：内閣府「子供・若者白書（平成 29 年度）」

課題

- ◎ すべての児童の安全・安心な居場所を確保する必要がありますが、子どもルームでは、待機児童数が増加しており、さらなる整備が急務となっています。また、受け皿拡大のための指導員の確保のほか、一部の学校では余裕教室などの場所の確保が困難な状況もあります。
- ◎ 地域の参画などにより放課後に多様な体験・活動を提供することができる放課後子ども教室に子どもルームの児童が参加する共通プログラムを一部の学校で行っていますが、活動するための余裕教室や地域の担い手が不足している状況があります。
- ◎ 引き続き子どもルームの整備・拡充を図るとともに、子どもルームと放課後子ども教室を一体的に運営するアフタースクール事業への移行を推進する必要があります。また、学校施設のほか、公民館等の活用による多様な居場所の提供の必要性についても検討を行う必要があります。
- ◎ 市内全域で幅広い年齢の子どもたちに居場所を提供するために、市民団体等が取り組む子どもの居場所づくりを支援するとともに、「信頼できる身近な相談相手」となる大人を育成していく必要があります。

2 目指すべき姿

- すべての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにすること。

3 主な取組内容

6-1 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保

6-1-1 子どもルームの拡充

① 待機児童の状況等を考慮した上で、既存の子どもルームでの受入れが困難な地域については、小学校の余裕教室利用や学校敷地内への増設により、子どもルームの受入枠の拡大を行います。

② 校外にある子どもルームについて、校内への移転を推進していきます。

(P153 子どもルームの拡充)

拡充

事業名	子どもルームの拡充		所管課	健全育成課		
	現状	実施内容・目標値		令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童数	10,752人	11,993人	12,923人	13,449人	13,875人	13,875人
施設数	171か所	177か所	188か所	195か所	198か所	198か所
校内施設割合	78.4%	79.7%	80.9%	81.5%	81.8%	81.8%

※上記には、放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営するアフタースクール事業分（共働きの家庭等に限る）を含む。

6-1-2 放課後子ども教室における学習支援・多様なプログラムの充実

① 地域の参画を得て、学習・体験・交流の機会を設けてきたこれまでの取組みを継続していきます。

(P153 放課後子ども教室の実施)

6-1-3 放課後子ども教室と子どもルームの連携

① 共働き家庭等の児童を含む希望するすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、子どもルームの児童が参加する共通プログラムの実施にあたっては、放課後子ども教室と子どもルームで連携を図ります。

(P153 放課後子ども教室と子どもルームの連携)

拡充

事業名	放課後子ども教室と子どもルームの連携		所管課	生涯学習振興課 健全育成課		
	現状	実施内容・目標値		令和2年度	令和3年度	令和4年度
94校	94校	95校	95校	96校	96校	

※上記の連携は、国では「一体型」として、放課後子ども教室と子どもルームの児童が、同一の小中学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるものをいう。

(目標値は学校適正配置による学校数の減を見込んだ数。)

※放課後子ども教室の目標事業量等については、千葉市放課後子どもプランで定めている。

- ② 放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、放課後に希望するすべての児童を対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供する放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業を、アフタースクール事業として本格実施します。

(P153 アフタースクールの実施)

拡充

事業名	アフタースクールの実施				所管課	生涯学習振興課 健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
6校	12校	18校	拡充	拡充	拡充	

※平成29年度から放課後子ども教室と子どもルームの一体的運営をモデル事業として実施し、令和2年度から「アフタースクール事業」として本格実施するもの。

6-1-4 総合的な放課後対策の推進

- ① 教育委員会と市長部局との連携を強化し、総合的な放課後対策に取り組みます。
- ② 放課後子ども教室及び子どもルームの実施場所として、学校施設等を有効的かつ積極的に活用していきます。
- ③ 小学校の放課後において、校庭を安全・安心な居場所として開放します。

(P153 総合的な放課後対策の推進)

6-2 地域と連携した子どもの居場所づくり

6-2-1 子どもを見守る大人の育成

- ① 子どもの居場所の全市展開を図るため、公開講座を開催し、子どもの居場所で活躍できる人材を育成します。

(P154 信頼できる大人の育成)

拡充

事業名	信頼できる大人の育成				所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
受講者数 39人	受講者数 50人	受講者数 60人	受講者数 70人	受講者数 80人	受講者数 90人	

6-2-2 地域と連携した子どもの居場所の提供

- ① 学校でも家庭でもない、信頼できる大人が見守る第3の居場所であるどこでもこどもカフェの開催支援や、子どもが放課後・休日に過ごせる子ども交流館の運営等により、子どもたちが気軽に立ち寄り、安心・安全に過ごせる地域の身近な居場所を提供します。

(P154 どこでもこどもカフェの開催支援、子ども交流館の運営、公民館における子どもの居場所の確保)

- ② 都市公園において、プレーパークを自主的に開催している市民団体の運営の継続及び運営する市民団体の増加のため、プレーリーダーの派遣を行います。

(P154 プレーパーク定期開催団体への支援、子どもたちの森公園プレーパーク運営)

- ③ 地域の子どもの居場所を運営する団体等のネットワーク化により、情報共有と連携強化を図ります。

(P154 子どもの居場所のネットワーク化推進)

拡充

事業名	子どもの居場所のネットワーク化推進				所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
未実施	参加団体 30団体	参加団体 35団体	参加団体 40団体	参加団体 45団体	参加団体 50団体	

第7章 ひとり親家庭の自立支援の推進

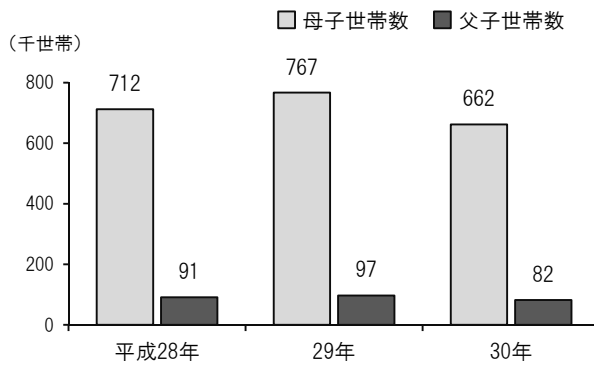
1 現状と課題

現 状

(1) ひとり親家庭の推移

- 全国の母子世帯数、父子世帯数^{*}は、ともに平成29年に増加したものの、平成30年には減少しています（図表7-1）。

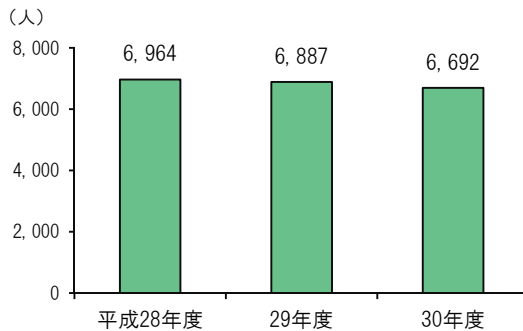
▼図表 7-1 母子・父子世帯数の推移（推計数）（全国）



資料：厚生労働省「平成30年 国民生活基礎調査」

- 本市の児童扶養手当受給資格者は減少傾向にあります（図表7-2）。

▼図表 7-2 児童扶養手当受給資格者数の推移



資料：千葉市こども家庭支援課調べ

^{*} 母子世帯／父子世帯：死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない65歳未満の女／男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む）と20歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯をいう。

(2) 経済的困窮

- 母子世帯と父子世帯の平均収入（平成27年）は、それぞれ348万円と573万円になっており、児童のいる世帯（母子・父子世帯を含む）と所得額（平成29年）で比較すると、児童のいる世帯の平均が743.6万円であるのに対し、母子世帯は282.9万円と大きく下回っています。また、ひとり親家庭の子どもの大学等への進学率は全世帯に比べて低くなっています（図表7-3、7-4、7-5）。

▼図表 7-3 母子世帯と父子世帯の収入（同居親族を含む世帯全員の収入）〔平成 27 年〕（全国）

	平成 27 年
母子世帯	348 万円
父子世帯	573 万円

資料：「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

▼図表 7-4 児童のいる世帯及び母子世帯の 1 世帯あたりの平均所得金額〔平成 29 年〕（全国）

	平成 29 年
児童のいる世帯	743.6 万円
母子世帯	282.9 万円

資料：厚生労働省「平成 30 年国民生活基礎調査」

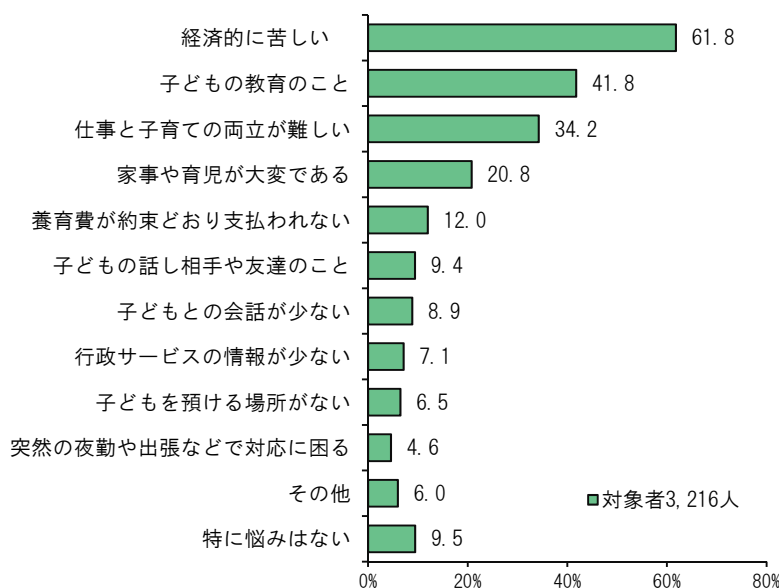
▼図表 7-5 ひとり親家庭の子どもの進学率（全国）

	ひとり親家庭 〔平成 28 年度〕	全世帯 〔平成 29 年度〕
高校等への進学率	96.3%	99.0%
大学等への進学率	58.5%	73.0%

資料：令和元年版子供・若者白書 ひとり親家庭：「全国ひとり親世帯等調査」（平成 28 年度）、
全世帯：「学校基本統計」（平成 29 年度）

- ひとり親家庭の現在の悩みは「経済的に苦しい」が約6割となっています（図表7-6）。

▼図表 7-6 ひとり親家庭の悩み（複数回答）

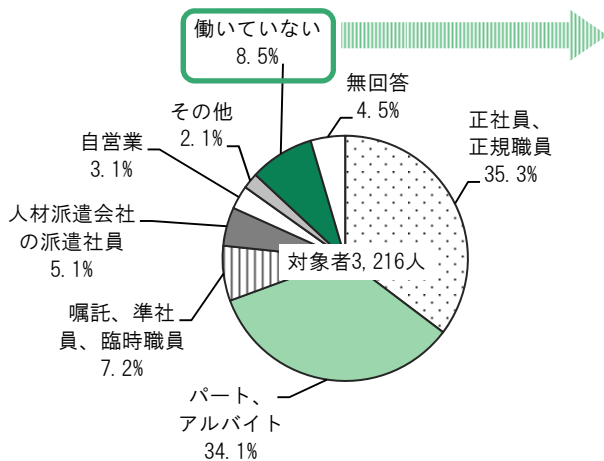


資料：千葉市R1ひとり親アンケート

(3) 就業支援の必要

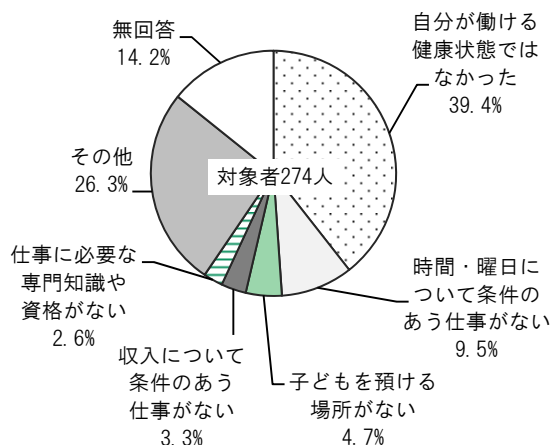
○ ひとり親家庭の就業形態は、「正社員、正規職員」が35.3%となっており、「働いていない」が8.5%となっています。また、働いていない主な理由は、「自分が働ける健康状態ではなかった」が約4割となっています（図表7-7-1、7-7-2）。

▼図表 7-7-1 ひとり親家庭の就業形態



資料：千葉市R1ひとり親アンケート

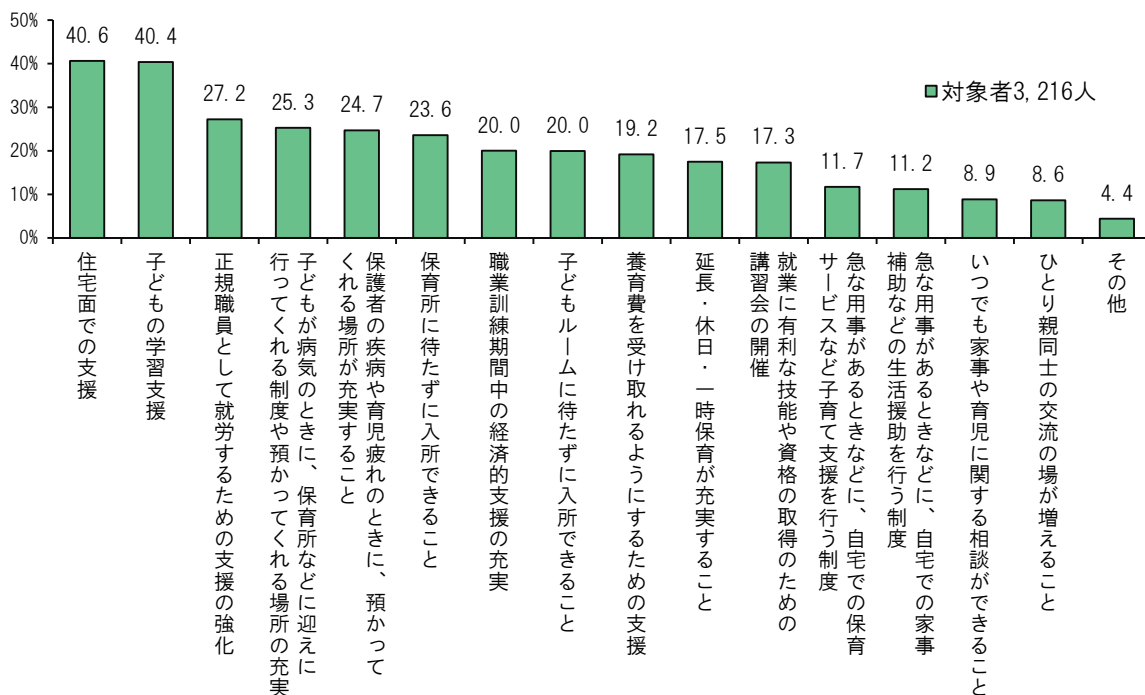
▼図表 7-7-2 未就業の理由



(4) 市に求められている取組み

○ 本市に求められているひとり親家庭への支援策は「住宅面での支援」「子どもの学習支援」が約4割となっています（図表7-8）。

▼図表 7-8 ひとり親家庭への支援策として市が優先的に取り組むべきこと（複数回答）



資料：千葉市R1ひとり親アンケート

課題

- ◎ 全国的にはひとり親家庭の所得は子どものいる世帯より低く、子どもの大学等進学率も下回っています。本市の調査でも、ひとり親家庭は経済的な悩みが最も多くなっており、健康状態など様々な理由で働いていない親もいます。そのため、経済的な支援のほか、就業の支援も必要となります。
- ◎ ひとり親家庭では、子育てや家事と生計の維持を一人で担っている親が多く、経済面だけではなく生活面においても、様々な困難を抱えていることから、仕事と子育てを両立させるための家事・育児などの生活にかかる支援が求められます。また、生活全般において抱えている悩みや課題に対し、きめ細かく応じるための相談体制の整備や情報提供を充実させる必要があります。

2 目指すべき姿

- 自立に向けたきめ細やかな支援を行うことで、ひとり親家庭が安心して生活を送り、その子どもたちが心身ともに健やかに成長できる社会を実現すること。

3 主な取組内容

7-1 相談支援体制の整備

7-1-1 適切な相談対応の実施

- ① 国・民間団体等関係機関の実施事業を有効活用した適切な相談対応を実施します。
(P154 相談体制の充実、母子・父子自立支援員、土日・夜間電話相談、遺児等のグリーフケア)

7-1-2 制度対象者への情報提供

- ① プッシュ型情報提供の仕組みを利用することなどにより、各事業の対象者に必要な情報が的確に届くようにするとともに、提供する情報の充実を図ります。
(P154 制度対象者への情報提供等)

7-2 子育て支援、生活の場の整備

7-2-1 子育て支援の推進

- ① 認定こども園、保育園等、子どもルームへの優先入所を実施するとともに、「ファミリー・サポート・センター事業」や「子育て短期支援事業」等の子育て支援事業に係る利用者負担の軽減を図ります。

(P155 認定こども園、保育所等、子どもルームへの優先入所、子育て支援事業の利用者負担軽減)

7-2-2 生活支援の推進

- ① 一時的に援助が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、家事・育児の援助等を行う日常生活支援事業を実施します。

(P155 日常生活支援)

- ② ひとり親家庭の暮らし・子育てなどを支援するため、各種行政サービスや法律知識をテーマにした生活支援講習会等を実施するとともに、お互いの悩みを打ち明け相談し合う場づくりとして、情報交換事業を実施します。

(P155 生活支援講習会、情報交換事業)

- ③ 賃貸住宅の紹介や入居等に関する情報提供・助言を行うとともに、ひとり親家庭が市営住宅に入居する際の優遇措置を推進するほか、パンフレット等を活用し、施策の周知を行います。

(P155 市営住宅入居時の優遇措置の推進、民間賃貸住宅入居支援制度の推進)

7-3 就業支援策

7-3-1 就業相談の充実

- ① 母子家庭等就業・自立支援センター事業として、母子家庭等の就業と自立を支援するため、就業相談員による就業相談や、ハローワークと連携した就業支援を行います。

(P155 母子家庭等就業・自立支援センター)

7-3-2 資格、技能習得の支援の推進

- ① 就業する際に必要な技術や資格の取得を促進するため、「高等職業訓練促進給付金」等の給付事業を実施するほか、資格技能取得のための講習会を開催します。

(P155 就業支援講習会、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援、高等職業訓練促進資金貸付)

7-4 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進

7-4-1 適切な相談対応の実施

- ① 子どものための養育費及び面会交流等について、弁護士による無料相談を実施します。
(P155 弁護士による養育費相談)

7-5 経済的支援策

7-5-1 貸付金による支援の推進

- ① 母子及び父子家庭等の方の経済的自立を支援するため、子どもの修学資金等の貸付を行います。
(P156 母子・父子・寡婦福祉資金貸付)

7-5-2 経済的負担の軽減

- ① 児童扶養手当制度の給付業務を適正に行います。
(P156 児童扶養手当の適正な給付)
- ② 母子及び父子家庭等に対する医療費助成を実施するほか、関係団体と協議しながら、現物給付化を実施し、受給者の利便性の向上を図ります。
(P156 母子・父子家庭等医療費助成)

拡充

事業名	母子・父子家庭等医療費助成				所管課	こども家庭支援課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
償還払い	現物給付化	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ③ 未婚のシングルマザー・ファザーに寡婦（夫）控除をみなし適用し、保育料・子どもルーム利用料等の軽減を図ります。
(P156 保育料・子どもルーム利用料等負担軽減（みなし寡婦控除）)

7-5-3 子どもへの貧困の連鎖の防止

- ① 経済的に特に困窮しているひとり親家庭の児童に対して、クーポン券を提供し、学習塾や習い事等に必要な費用の一部を助成します。
(P156 学校外教育バウチャー)

見直し

事業名	学校外教育バウチャー*				所管課	こども家庭支援課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施	継続実施	実施内容検討	必要に応じ見直し	継続実施	継続実施	

* バウチャーとは、「クーポン券」や「引換利用券」を意味し、バウチャー制度とは、国や自治体などが用途を限定したクーポン券等を交付し、各種サービスの利用等について助成する制度をいう。

第8章 児童虐待防止対策の充実

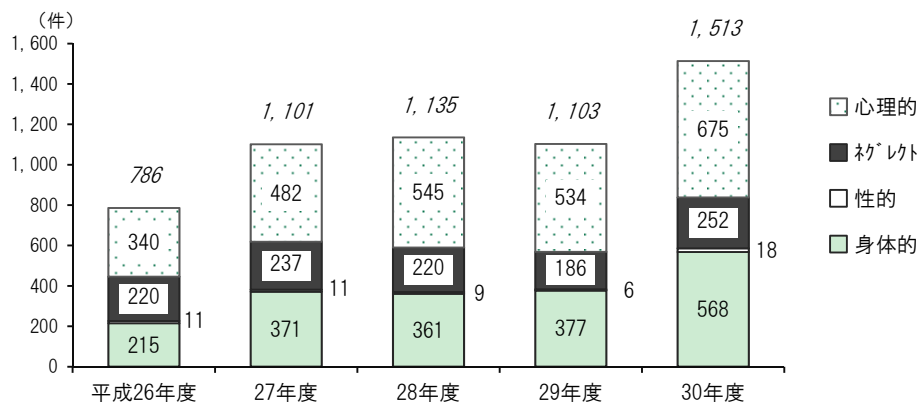
1 現状と課題

現 状

(1) 児童虐待相談対応件数の増加

- 児童相談所の児童虐待相談対応件数は増加しており、平成30年度は1,513件で、平成26年度の約2倍の件数となっています。虐待種別は、心理的虐待、身体的虐待の件数が多くなっています（図表8-1）。

▼図表 8-1 児童相談所の虐待相談対応件数の推移



資料：千葉市児童相談所調べ

※身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

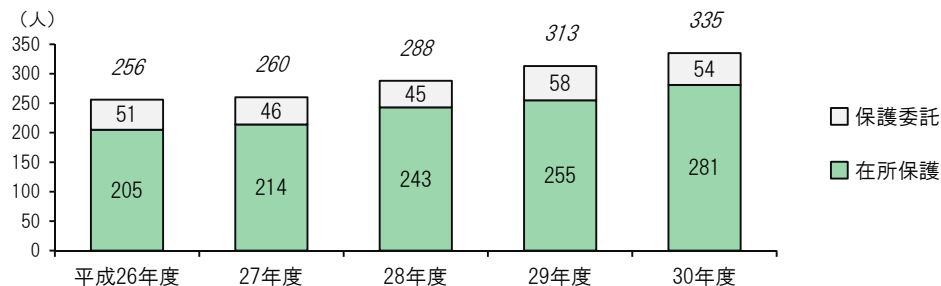
※性的虐待：児童への性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

※ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

※心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、児童の目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

- 一時保護所の保護児童数は増加傾向にあり、平成30年度は335人で、平成26年から79人増加しています（図表8-2）。

▼図表 8-2 一時保護児童数の推移



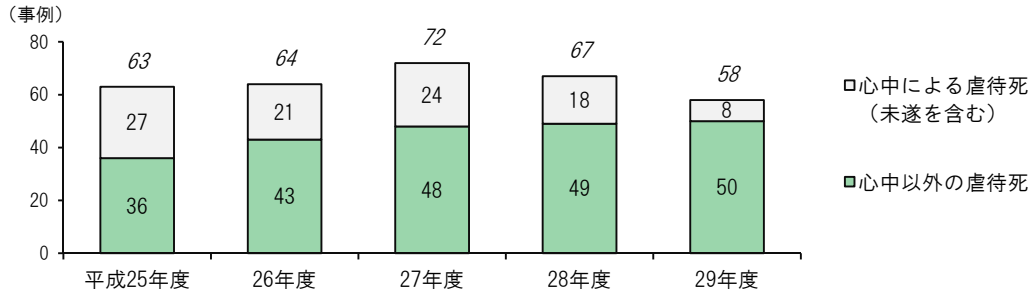
資料：千葉市児童相談所調べ

※在所保護：一時保護所への入所

保護委託：子どもの疾病や障害などの状況により、施設などで保護する。

- 全国の児童虐待による死亡事例は後を絶たず、平成29年度は全国で58事例となっています。児童虐待は、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与え、時には、生命にかかわる、極めて深刻な人権侵害であり、また、世代間連鎖により、次の世代にまで影響を及ぼすなど、社会全体で防止に取り組むべき問題となっています。

▼図表 8-3 子ども虐待による死亡事例数の推移（全国）



資料：厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果」第11次～第15次報告
 ※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

（2）育児不安の増加（P82 再掲）

- 育児に言いようのない不安を覚える親の割合は、1歳6か月児を持つ親では減少していますが、4か月児を持つ親では増加傾向となっており、平成13年度から平成28年度にかけて3.3ポイント増加しています。3歳児を持つ親では平成23年度まで減少傾向でしたが、平成28年度に再び上昇しています（P82「図表2-5 育児に言いようのない不安を覚える親の割合」を参照）。

課題

- ◎ 子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命を脅かす児童虐待の発生は依然として増えており、近年においても悲惨な事件が後を絶ちません。このような中、児童福祉法の累次改正により、「子どもが権利の主体であること」「家庭と同様の環境における児童の養育の推進」「しつけを名目とした児童虐待の防止」等の理念が明確化されるなど、児童虐待防止対策が強化されています。
- ◎ 本市においても児童虐待相談対応件数が増加しており、一時保護児童数も増加傾向にあります。このため、児童相談所の機能を強化させるとともに、一時保護体制の充実を図ることが喫緊の課題です。
- ◎ 育児不安や孤立等から虐待につながるようなことがないよう、相談体制を強化し、発生予防と早期発見に努めることが重要です。
- ◎ 現に生じている虐待については、深刻化しないよう、早期に発見し、児童虐待相談につなげるとともに、迅速な児童の安全確認・保護、保護者指導等、早期に対応する必要があります。
- ◎ 子どもに関わる様々な機関が、それぞれの専門性を高め、連携を図るとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む必要があります。

2 目指すべき姿

- すべての子どもの権利と最善の利益が尊重され、「暴力によらない子育て」により、子どもが安全に、安心して育まれる社会を実現すること。

3 主な取組内容

8-1 暴力によらない子育てや児童虐待防止への協力を広く周知・啓発

8-1-1 市民への周知・啓発活動の実施

- ① 社会全体で児童虐待を防止するため、防止への協力について、広く市民に対し、周知・啓発を行います。
(P156 オレンジリボンキャンペーン)
- ② 暴力によらない子育ての実践について、先進的な心理教育プログラム等を調査・研究するとともに、プログラム指導者を養成する等、広く市民に対し、周知・啓発を行います。
(P156 児童虐待防止に向けた民間プログラムの実施、養成指導者による心理教育プログラムの市民向け講座実施、暴力によらない子育ての周知・啓発、DV被害者・児童への心理教育プログラム事業)

8-2 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化

8-2-1 早期対応に係る体制の強化

- ① 増加する児童虐待相談に対し、児童相談所で、引き続き、24時間・365日対応していきます。
(P157 児童虐待相談受理・対応(24時間365日体制))
- ② 保健福祉センターにおいても、引き続き、児童虐待相談に対応していきます。
(P157 保健福祉センター児童虐待相談受理・対応)

8-2-2 発生予防・早期発見に関する施策の充実

- ① 母子健康手帳交付時の面接や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等を通して、子育てに不安を抱えている家庭の把握に努め、必要に応じた支援につなげます。
(P157 母子健康手帳の交付・面接、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査)
- ② 子育てに不安や孤立感を抱いている家庭や虐待リスクのある家庭に対し、各種相談・訪問事業等により、育児不安や負担感の軽減を図ります。
(P157 養育支援訪問事業、育児相談、育児ストレス相談、子ども電話相談（児童相談所）、家庭児童相談、児童家庭支援センター）
- ③ 一時的に養育が困難な方の児童の預かりや、子育ての手助けをするサービスの提供により、育児不安や負担感の軽減を図ります。
(P157 子育て短期支援事業（ショートステイ）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、一時預かり事業、エンゼルヘルパー派遣事業、ファミリー・サポート・センター事業）
- ④ 子育て中の親同士が気軽に話ができる交流の場や、相談・情報提供を行う場を提供することにより、育児不安や負担軽減を図ります。
(P157 地域子育て支援拠点事業)
- ⑤ 認定こども園、幼稚園、保育園等、小・中・高等学校における保育士、教職員が、早期発見の視点を持ちながら、子ども一人一人をよく観察するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを活用した、学校における相談体制の充実を図ります。
(P157・158 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)
- ⑥ 子育てに悩みを抱える方や子ども本人からの相談に対して、近年、主要なコミュニケーションツールとなっているSNSの活用などにより相談窓口の充実を図ります。
(P158 SNSの活用などによる相談窓口の充実)



事業名	SNSの活用などによる相談窓口の充実				所管課	こども家庭支援課 児童相談所
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
未実施	方針検討	実施内容検討	試行実施	通年実施	通年実施	

- ⑦ 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置します。
(P158 子ども家庭総合支援拠点事業)



事業名	子ども家庭総合支援拠点事業				所管課	こども家庭支援課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
未実施	方針検討	実施内容検討	一部設置	継続実施	全区に設置	

8-3 支援の質の向上及び関係機関の連携強化

8-3-1 職員研修の実施

- ① 複雑多様化する児童と家庭の状況に的確に対応するため、児童福祉司の法定研修をはじめ、県との合同研修や任意の各種研修への参加、OJTによる児童相談所職員の資質向上とあわせ、認定こども園、幼稚園、保育園等や学校等関係機関の職員に向けた研修を実施し、支援者の資質向上を図ります。

(P158 児童虐待防止研修)

8-3-2 関係機関との連携強化

- ① 「要保護児童対策及びDV防止地域協議会^{※1}」において、虐待を受けている児童、保護者のない児童、特定妊婦など、支援が必要な児童等について、関係機関が支援方針と情報を共有し、緊密に連携して対応します。また、ヤングケアラー^{※2}など、これまであまり認知されていなかった課題を抱えた児童等についても、実態把握に努めるなど、留意して対応します。

(P158 要保護児童対策及びDV防止地域協議会)

- ② 情報システムの活用などにより、「要保護児童対策及びDV防止地域協議会」における専門的・効率的な情報共有の方法について検討します。

(P158 要保護児童対策及びDV防止地域協議会システム導入)

- ③ 千葉県警と締結した情報共有協定や千葉県人身安全関連事案連絡会議の活用などにより、適切な役割分担の下、児童の安全確認と安全確保を的確に行います。

(P158 千葉県警との情報共有)

8-4 児童相談所の人員体制強化・専門性の向上

新規

- ① 既に配置されている弁護士や警察官OB等の専門人材を活用し、困難なケースに的確に対応していきます。

(P158 弁護士・警察官OBの配置)

※1 要保護児童対策及びDV防止地域協議会とは、要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関の情報共有と支援内容の協議を行う協議会のこと。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造となっており、行政・警察・児童福祉施設・民間団体等から構成される。

※2 平成30年度に厚生労働省が実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」では、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」と定義している。

- ② 児童福祉法施行令改正による児童福祉司の配置標準見直し（令和4年度までに）に基づき、増員します。

（P158 児童福祉司の増員）

拡充

事業名	児童福祉司の増員				所管課	児童相談所
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
29人	39人	44人	49人	49人	49人	

- ③ 児童心理司の配置基準の法定化に基づき、増員します。（令和6年度までに）

（P158 児童心理司の増員）

拡充

事業名	児童心理司の増員				所管課	児童相談所
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
15人	20人	22人	24人	24人	24人	

8-5 一時保護体制の充実 新規

- ① 子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在所日数を短縮します。

（P159 一時保護環境の改善・体制強化）

拡充

事業名	一時保護環境の改善・体制強化				所管課	児童相談所
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
34.4日	34日	33日	32日	31日	30日	

（一時保護児童一人当たりの平均在所日数）

- ② 異なる年齢、異なる行動様式のある児童が、健康的かつ文化的に充実した生活を過ごすことができるように、一時保護所の環境を改善します。

（P159 一時保護所の環境改善）

第9章 社会的養育体制の充実

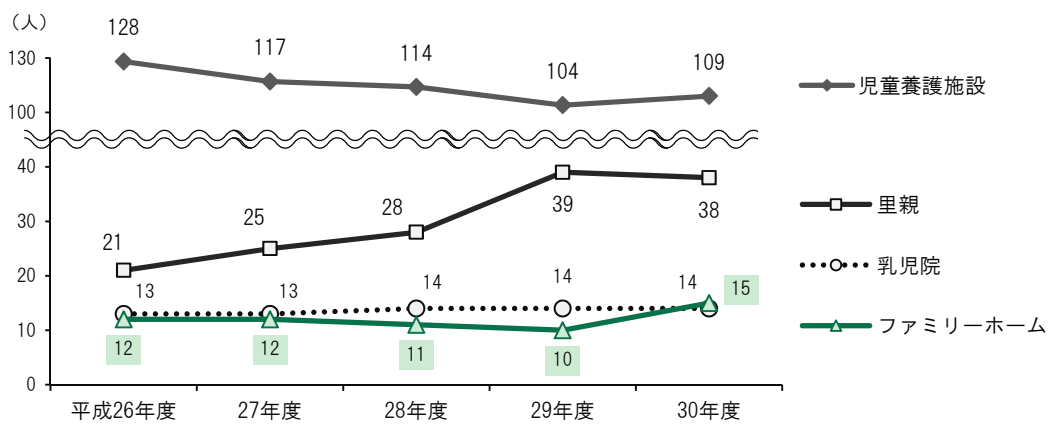
1 現状と課題

現 状

(1) 社会的養育を要する児童数の状況

- 児童福祉施設等の年度末措置児童数は、平成30年度末時点で児童養護施設109人、里親38人、乳児院14人、ファミリーホーム15人となっています（図表9-1）。

▼図表 9-1 児童福祉施設等の年度末措置児童数の推移



資料：千葉市児童相談所調べ（各年度末）

※児童養護施設：保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

※里親：養育里親と、4人以下の要保護児童の養育を希望する者であって養子縁組によって養親となることを希望する者などのうち都道府県知事が適当と認める者。

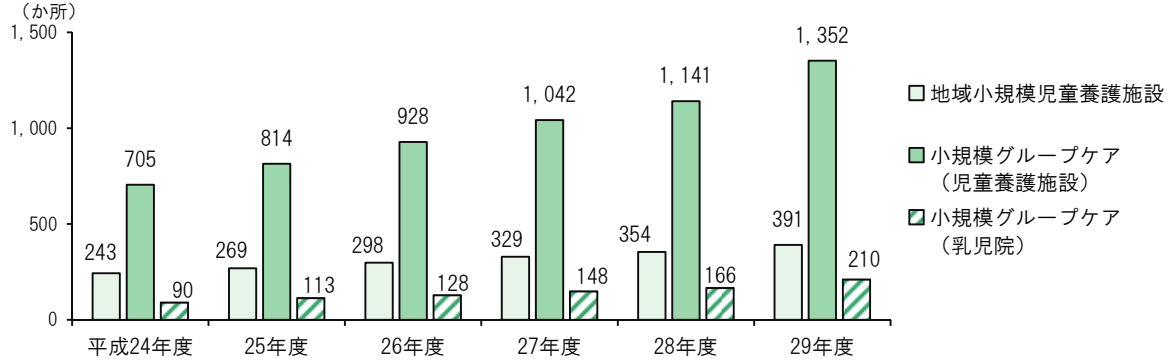
※乳児院：乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

※ファミリーホーム：要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者などの住居において養育を行う事業。

(2) 家庭養育等の推進

- 全国的に、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施箇所数は増加が続いており、施設の小規模化が進んでいます（図表9-2）。

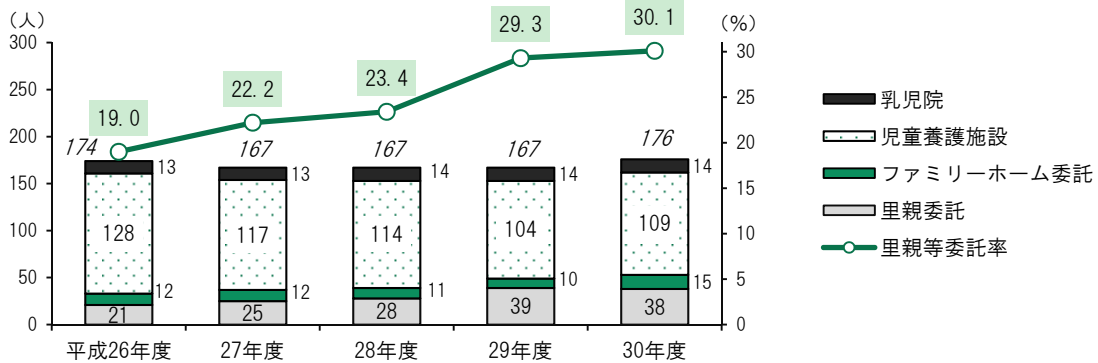
▼図表 9-2 地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施箇所数の推移（全国）



資料：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」資料（各年度10月1日現在）より作図

- 本市の里親等委託率は上昇傾向にあり、平成30年度末には30.1%となっています（図表9-3）。

▼図表 9-3 里親等委託率の推移



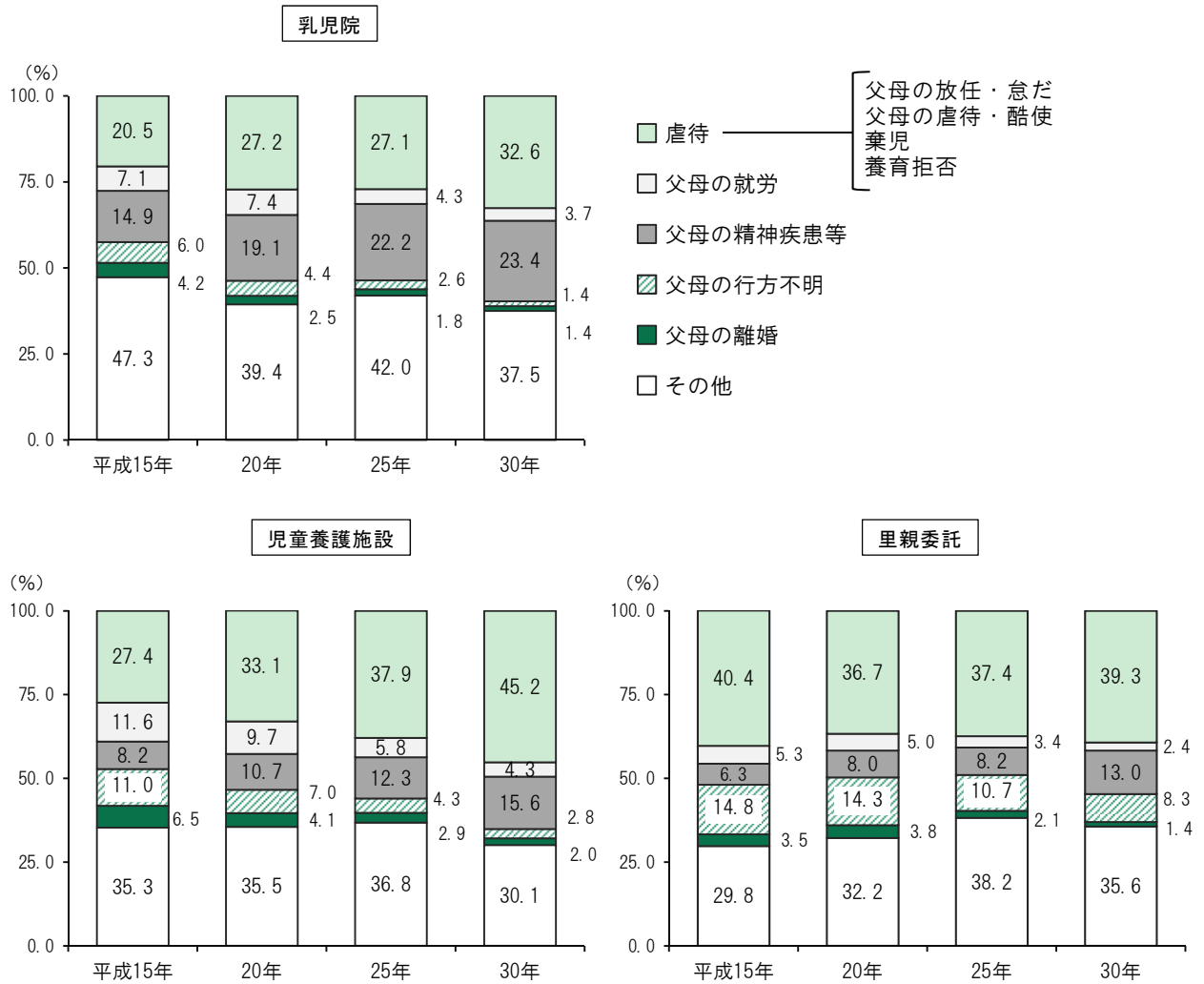
資料：千葉市児童相談所調べ（各年度末）

※里親等委託率 = $\frac{\text{里親措置児童数} + \text{ファミリーホーム措置児童数}}{\text{乳児院措置児童数} + \text{児童養護施設措置児童数} + \text{里親措置児童数} + \text{ファミリーホーム措置児童数}}$

(3) 専門的ケアが必要な児童の増加

○ 平成30年の児童養護施設等への入所理由は、一般的に虐待とされる「放任・怠だ」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合計すると、乳児院では32.6%、児童養護施設では45.2%、里親委託では39.3%と多くの割合を占めており、乳児院や児童養護施設ではその割合が上昇傾向にあります。(図表9-4)

▼図表 9-4 児童養護施設等への入所理由 (全国)

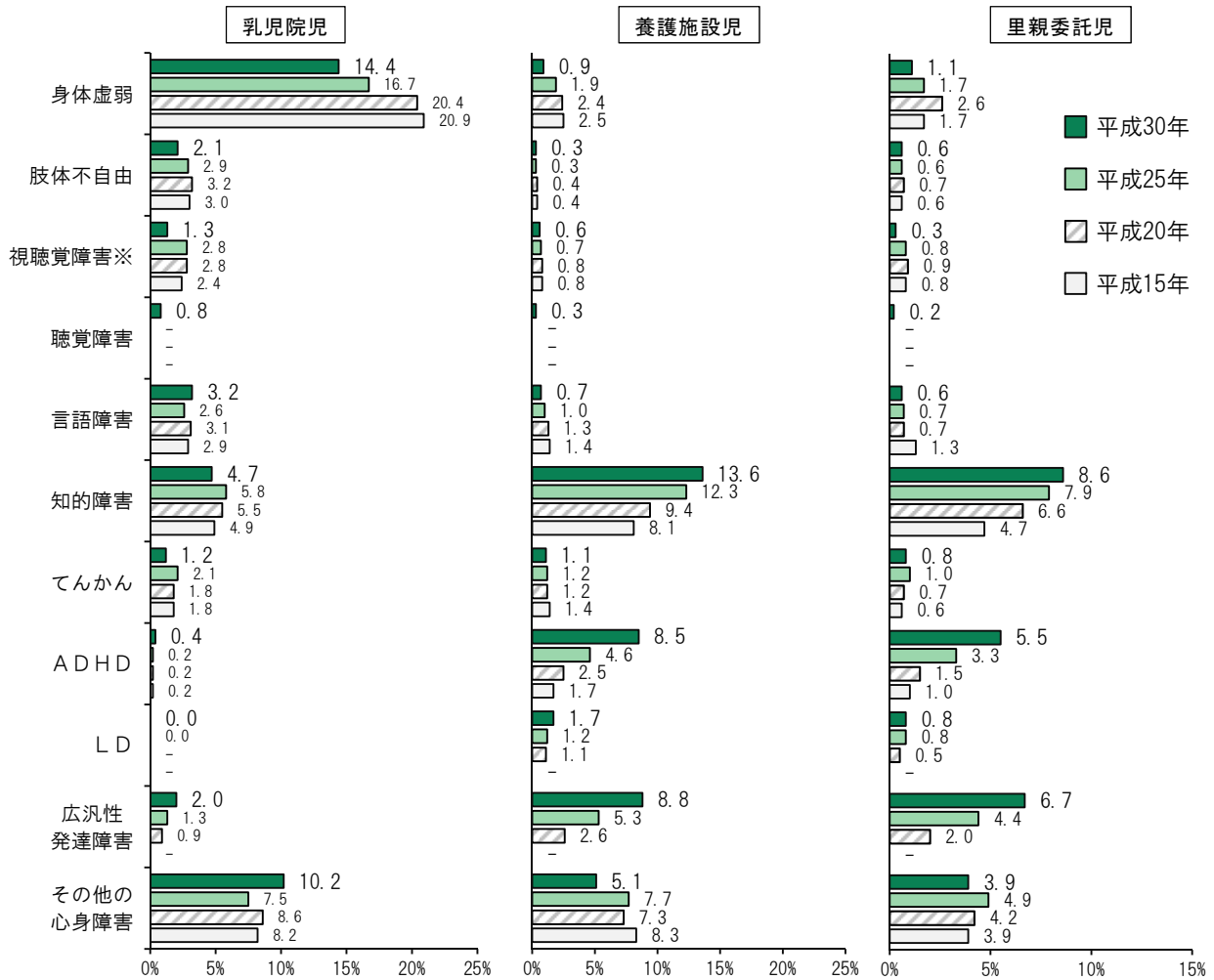


資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」

注)「父母の放任・怠だ」「父母の虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合わせて「虐待」としている。

○ 養護施設児等の心身の状況をみると、養護施設児、里親委託児では、知的障害や発達障害などの障害がある者の割合が高まっています。(図表9-5)

▼図表 9-5 養護施設児等の状況【心身の状況】(複数回答)(全国)



資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」

※平成30年からは視覚障害と聴覚障害に分かれている。

注) LD(学習障害)と広汎性発達障害は平成20年より調査。それまでは「その他の心身障害」に含まれていた可能性がある。

課題

- ◎ 社会的養育は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもので、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」という理念で行われています。また、児童福祉法では「より家庭に近い環境での養育が優先されること」とされており、里親やファミリーホームでの養育、施設の小規模化が進められています。
- ◎ 本市においても、里親・ファミリーホームの担い手の確保に努めてきた結果、里親等委託率が上昇しています。児童養護施設・乳児院の小規模化については、段階的に整備を進めてきた結果、市内の全定員が小規模グループケア化できる見通しとなっています。今後は、児童が健全に生まれ、自立していくためのより家庭的な養育を推進するため、里親等委託率の向上と施設の地域分散化等に努める必要があります。

- ◎ 児童養護施設等への入所理由は虐待による割合が全国的に上昇しています。また、社会的養育を必要とする児童のうち、障害等のある児童が増加しているため、里親等に対する各種研修の開催等、専門的なケアの充実を図る必要があります。
- ◎ 就職や進学等の理由で施設等を退所した後の生活に向けて、安心できる場所で共同生活をし、自立生活能力を高めていくことが重要であり、自立援助ホームの開設に関する対応のほか、社会的養護自立支援事業により退所した児童に対する支援を行っています。十分な自立生活能力がないまま退所することがないように、引き続き、関係機関と連携し児童の自立支援に努めることが求められます。

2 目指すべき姿

- 社会的養育の必要な児童が健全に生まれ、自立していくため、可能な限り家庭的な環境において、安定した人間関係の下で育てることができる社会を実現すること。

3 主な取組内容

9-1 家庭養育等の推進

9-1-1 家庭養育の推進

- ① 家庭養育を推進するため、NPOと協働し、里親のリクルートから委託後まで、包括的な支援を行うことにより、里親の担い手を確保するとともに、ファミリーホームを増設します。

(P159 家庭養育の推進)

拡充

事業名		家庭養育の推進		所管課		こども家庭支援課 児童相談所	
現状		実施内容・目標値					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
里親登録組数	88組	102組	112組	122組	132組	142組	
ファミリーホームの増設	6施設	6施設	6施設	7施設	7施設	8施設	

9-1-2 小規模グループケアでの養育

- ① 社会的養育を要する児童・乳幼児の養育を行う児童養護施設・乳児院において、家庭的環境である小規模グループケアでの養育を推進します。

(P159 小規模グループケアでの養育)

拡充

事業名		小規模グループケアでの養育		所管課	こども家庭支援課	
現状		実施内容・目標値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童養護施設	100% (132/132)	100% (132/132)	100% (132/132)	100% (132/132)	100% (132/132)	100% (132/132)
乳児院	0% (0/20)	0% (0/20)	100% (20/20)	100% (20/20)	100% (20/20)	100% (20/20)

(全定員に占める地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの割合)

9-1-3 児童養護施設等の多機能化・地域分散化・環境改善

- ① 「新しい社会的養育ビジョン」、「千葉県社会的養育推進計画(仮)」と調整を図り、児童養護施設等の多機能化・地域分散化を検討します。また、よりよい養育環境を確保するため、施設の環境改善を図ります。

(P159 児童養護施設等の多機能化・地域分散化・環境改善)

9-1-4 母子生活支援施設での支援

- ① 支援が必要な母子を入所させ、保護するとともに、母子の自立の促進のため、生活を支援し、あわせて退所者への相談その他の援助を行います。

(P159 母子生活支援施設での支援)

9-2 専門的なケアの充実、児童の自立支援

9-2-1 専門的ケアの充実

- ① 里親等への研修を充実し、個々の児童の養育の質を高めます。

(P159 里親等研修の充実)

9-2-2 児童の自立支援

- ① 児童養護施設等を退所予定又は退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援します。

(P159 自立援助ホーム)

- ② 児童養護施設等への入所措置を受けていた者で自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について以下の支援を行います。

- ・現施設での居住継続に必要な支援を原則22歳の年度末まで行う。
- ・退所後の児童に対し、自立への支援を行う。

(P160 児童の自立支援)

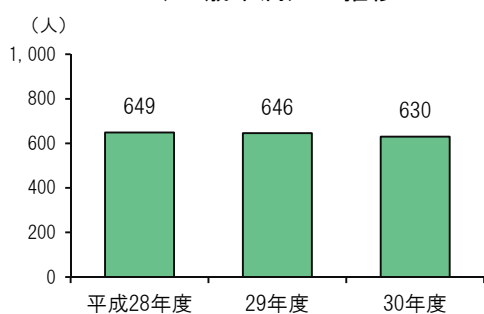
第10章 障害のある子どもへの支援の充実

1 現状と課題

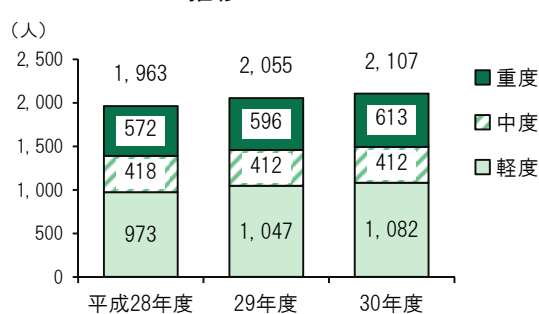
現 状

- 18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、平成28年度から平成30年度にかけて600人台で推移しています（図表10-1）。
- 18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成28年度から平成30年度にかけて144人増となっています（図表10-2）。

▼図表 10-1 身体障害者手帳所持者数（18歳未満）の推移



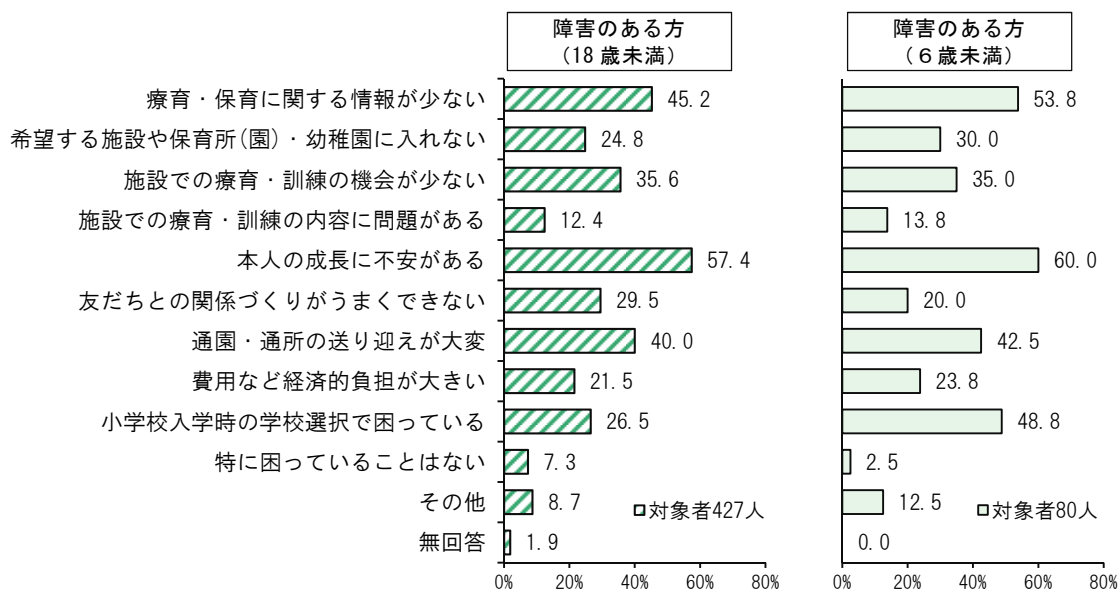
▼図表 10-2 療育手帳所持者数（18歳未満）の推移



資料：千葉市障害者自立支援課（各年度末）

- 18歳未満の身体障害・知的障害のある方の保護者等の57.4%が、子どもの成長に不安を感じています（図表10-3）。
- 身体障害・知的障害のある小学校就学前児童の保護者等の30.0%が、「希望する施設や保育所（園）・幼稚園に入れない」と回答しています（図表10-3）（P37「図表1-10-1 障害児の利用施設等（複数回答）」を参照）。

▼図表 10-3 療育・保育について困っていること（困ったこと）（複数回答）



資料：千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査（平成28年度）

課 題

- ◎ 障害の有無にかかわらず、子どもが持つ能力や可能性を最大限に発揮しながら共に育ち合えるよう、社会全体で支える環境づくりを進める必要があります。
- ◎ 発達障害等は早期発見・早期療育が重要であり、情報提供や相談体制の整備が必要となります。
- ◎ 「千葉県障害者計画・千葉県障害福祉計画・千葉県障害児福祉計画」と整合を図り、障害のある子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係機関と連携し、提供体制を確保する必要があります（P39再掲）。
- ◎ そのためには、職員配置等の必要な受入体制を整えるとともに、教育・保育施設等における職員の専門知識や技能の向上を図ることが重要です（P39再掲）。
- ◎ さらに、認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもについて、総合的な支援体制を構築することが求められます（P40再掲）。

2 目指すべき姿

- 障害の有無にかかわらず、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を受けることができること。

3 主な取組内容**10-1 障害の早期発見・早期療育の体制整備**

- ① 乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、療育センター等での検査・判定機能の充実を図るとともに、関連機関との連携により、ペアレントトレーニングなどを通じて、障害児の保護者に対する支援を強化します。

(P160 療育センター運営事業、大宮学園運営事業、桜木園運営事業、発達障害者支援センター運営事業、発達障害等に関する巡回相談員整備事業、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業、障害児等療育支援事業、乳幼児健康診査、養育支援訪問事業)

10-2 障害のある子どもへの教育・保育等の提供（基本施策1-7再掲）

10-2-1 認定こども園、幼稚園、保育園等における障害のある子どもの受入れ
（P60再掲）

10-2-2 放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ（P60再掲）

10-2-3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上（P60再掲）

10-2-4 障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援（P61再掲）

10-3 障害児支援の充実

- ① 障害児に対し、療育センターの専門的療育の充実を図るとともに、児童発達支援などの各種サービスの実施体制を強化します。

（P161 障害児通所支援事業、特別支援教育就学奨励費、スクールメディカルサポート事業、特別支援教育介助員事業、トイライブラリー運営事業）

10-4 障害児のスポーツ活動への参加促進 **新規**

- ① 障害児が地域のスポーツ活動に参加するためのつなぎ役として、コーディネーターが障害の種類・程度に応じたスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行います。また、本人の自立及び社会参加を促進するため、スポーツ大会を開催します。

（P161 ちばしバラスポーツコンシェルジュ、身体障害者スポーツ大会、ゆうあいピック）

第11章 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援

1 現状と課題

現 状

(1) 子ども・若者をめぐる問題の深刻化

- ひきこもりの状態にある子ども・若者が全国で54.1万人と推計されており、初めて調査した平成21年度から減少したものの、多くの子ども・若者が悩みを抱えている状況がうかがえます（図表11-1）。

▼図表 11-1 「ひきこもり群」の定義と推計数（全国）

	有効回収率に占める割合	全国の推計数（万人）	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%（11人）	12.1	狭義のひきこもり 17.6万人
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	0.16%（5人）	5.5	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事 のときだけ外出する	1.06%（33人）	準ひきこもり 36.5万人	
計	1.57%（49人）	広義のひきこもり 54.1万人	

資料：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」平成28年3月

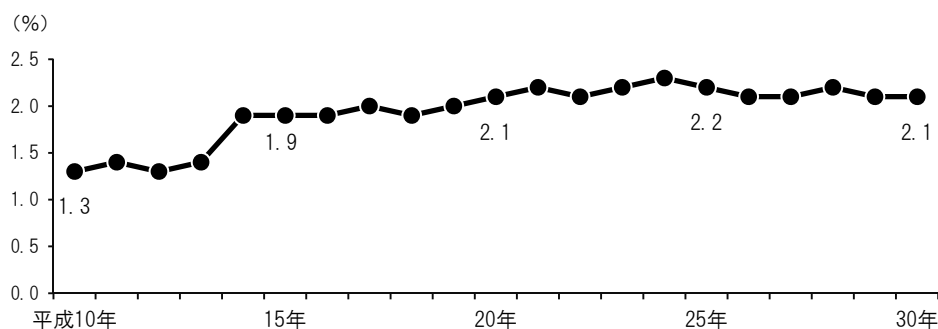
注1）15～39歳の5,000人を対象として3,115人（62.3%）から回答を得た。

注2）上記ひきこもり群に該当する状態となって6か月以上の者のみを集計。「現在の状態のきっかけ」で統合失調症又は身体的な病気と答えた者、「妊娠した」「自宅で仕事をしている」「出産・育児」と回答した者、「現在働いていますか」で「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者、「ふだん自宅にいるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。

注3）全国の推計数は、有効回収数に占める割合に、総務省「人口推計」（2015年）における15～39歳人口3,445万人を乗じたもの。

- 若年無業者の15～34歳人口に占める割合は緩やかに上昇傾向にありましたが、平成20年以降は2.1%程度で推移しています（図表11-2）。

▼図表 11-2 若年無業者数及び15～34歳人口に占める割合（全国）

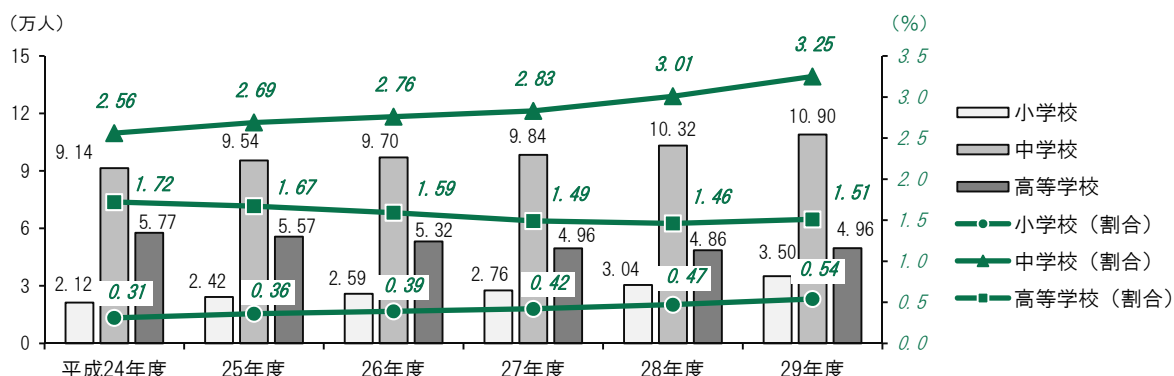


資料：総務省労働力調査（基本集計）平成30年（2018年）平均（速報）（平成31年2月1日）

注）ここでいう若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

○ 不登校の子どもは、小学校・中学校では増加傾向、高等学校では減少傾向となっています（図表11-3）。

▼図表 11-3 不登校児童生徒数と全児童生徒数に占める割合の推移（全国）



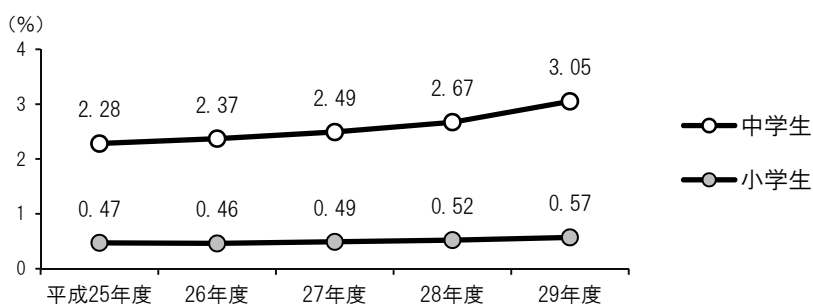
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

注1) ここでいう不登校児とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した子どものうち不登校を理由とする者。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。

注2) 調査対象は、国公立の小学校・中学校・高等学校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

○ 全児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合は、小学生・中学生ともに上昇傾向にあります（図表11-4）。

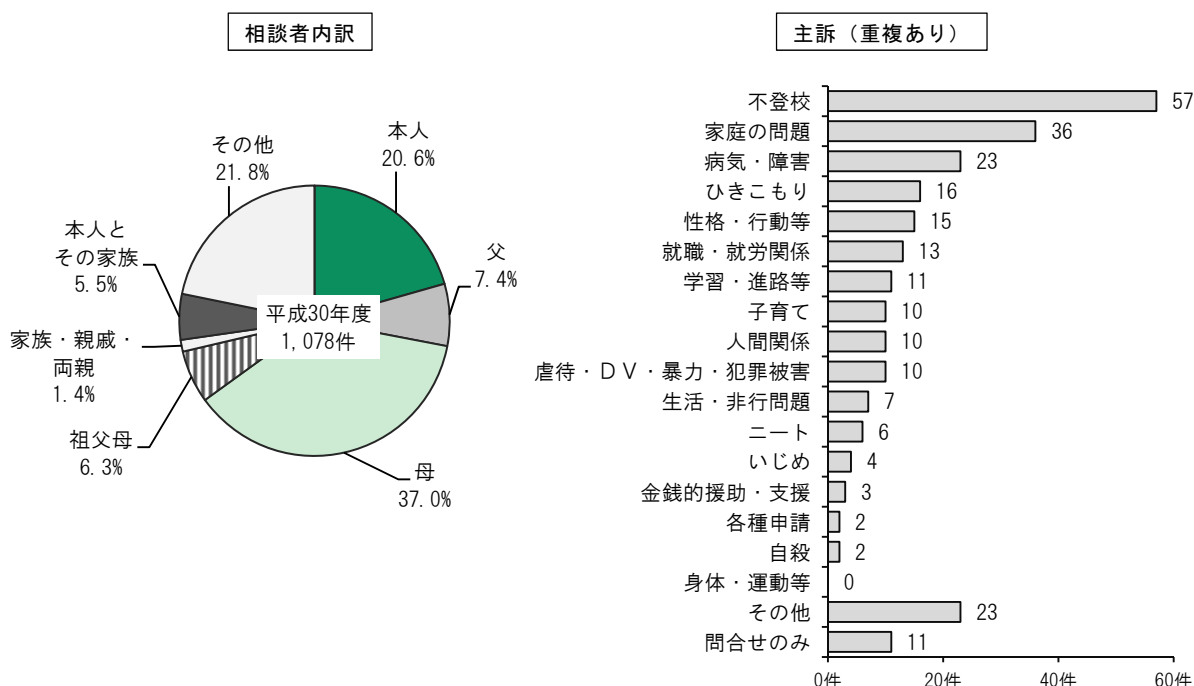
▼図表 11-4 全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合の推移



資料：千葉市教育委員会調べ

- 「子ども・若者総合相談センター（Link）」への相談者は、母親が最も多く、主訴は「不登校」が最も多くなっています（図表11-5）。

▼図表 11-5 千葉市子ども・若者総合相談センター「Link（リンク）」の相談状況



資料：平成30年度千葉市子ども・若者総合相談センター「Link（リンク）」統計資料

課題

- ◎ 子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化してきたため、平成28年の新たな「子供・若者育成支援推進大綱」では、重点課題の1つとして「困難を有する子供・若者やその家族の支援」があげられています。
- ◎ 多様化する問題に対応するため、「子ども・若者総合相談センター（Link）」の運営を平成30年度から民間に委託し、より専門的な知見から適切な支援ができるようになりました。今後も効果的な支援ができるよう、子ども・若者総合相談センターの運営を拡充し、相談員の養成、質の向上を図る必要があります。
- ◎ また、関係機関・団体等と連携し、支援が必要になった児童生徒に早期に対応できる体制の整備が必要です。
- ◎ 困難を有する子ども・若者にとって最も相談しやすい相手は家族であることから、本人の社会的自立のためには、家族に対する支援が必要です。

2 目指すべき姿

- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が、社会との関わりを持ち、自立した生活を営めるようにすること。

3 主な取組内容

11-1 支援体制・支援内容の充実

11-1-1 子ども・若者支援協議会の開催及び拡充

- ① 「子ども・若者支援協議会」(代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議)を開催し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を行います。

(P161 子ども・若者支援協議会)

- ② 構成機関を拡充し、必要な情報交換を行うとともに、支援内容に関する協議を行い、相談者のニーズに応じたよりきめ細やかな支援を行います。

(P161 子ども・若者支援協議会)

拡充

事業名	子ども・若者支援協議会		所管課	健全育成課	
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
構成機関 32団体	構成機関 32団体	構成機関 33団体	構成機関 33団体	構成機関 34団体	構成機関 34団体

11-1-2 子ども・若者総合相談センターの運営及び拡充

- ① 支援機関の拡充を図るとともに、相談が多い就学・就労に関する機関・団体との連携を強化します。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業)

- ② 電話相談・来所相談だけでなく、訪問相談・同行支援など相談者のニーズに応じた支援を行います。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業)

- ③ 相談者のニーズに対し、スムーズな支援を行うことができるようにするため、相談員を増員します。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業（相談員の増員））

拡充

事業名	子ども・若者総合相談センター運営事業 （相談員の増員）				所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
相談員数 3人	相談員数 4人	相談員数 4人	相談員数 5人	相談員数 5人	相談員数 5人	

- ④ 困難を有する子ども・若者及びその家族が抱える問題に適切に対応できるようにするため、相談員のスキルアップを図ります。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業)

- ⑤ 相談者が受けている支援内容をデータベース化するとともに、相談者に対しアンケートを実施し、支援体制の改善及び支援内容の充実を図ります。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業)

- ⑥ 電話、来所、訪問相談だけでなく、出張相談やSNSによる相談も実施します。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業（出張相談、SNSによる相談））

新規

事業名	子ども・若者総合相談センター運営事業 （出張相談、SNSによる相談）				所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
出張相談	未実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
SNSによる相談	未実施	実施内容 検討	実施内容 検討	実施	継続実施	

11-2 地域で支える環境づくり及び立ち直り支援

11-2-1 小・中・高校・大学及び地域への啓発

- ① 小・中・高校・サポート校や大学に対し、子ども・若者総合相談事業の啓発を強化し、支援が必要になった児童・生徒・学生に対して早期に対応できるようにします。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業)

- ② 地域の青少年育成団体や福祉団体等に対し、子ども・若者総合相談事業の啓発を強化し、地域と一体となり困難を有する子ども・若者及びその家族を支援します。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業)

11-2-2 課題を抱えている児童生徒及び無職少年等に対する立ち直り支援

- ① 関係機関・団体等と連携を図りながら、課題を抱えている児童生徒、無職少年等に対し、立ち直りに向けての支援を行います。

(P162 青少年サポート事業)

11-2-3 ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者及びその家族に対する支援

- ① ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者に対し社会的自立を促すため、地域の青少年育成団体、福祉機関等の関係機関が支援を行います。

(P162 青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業、ひきこもり地域支援センターの設置・運営、適応指導教室、家庭訪問相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

- ② ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者を支える家族に対し、本人との関わり方に関する助言・アドバイスを行うなど、支援機関と連携して支援を行います。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業、ひきこもり地域支援センターの設置・運営、ひきこもり家族セミナー)

- ③ 複合的な課題を抱える生活困窮家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。

(P162 子どもナビゲーター事業)

拡充

事業名	子どもナビゲーター事業			所管課	こども家庭支援課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2区に配置	3区に配置	継続実施	継続実施	継続実施	全区に配置